

**第2期 鹿島市**  
**子ども・子育て支援事業計画**  
**(案)**

**令和元年9月**  
**鹿 島 市**



# 第 I 部

計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 第二期計画策定のねらい

鹿島市（以下「本市という。」）では、平成26年度に「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の存在、待機児童の発生などが課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や国が示す「子育て安心プラン（平成29年6月2日公表。P8参照。）」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てや就労、生活をしていきたいかといった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）」を策定するものです。

## (2) 子育てを取り巻く環境

これまで、本市において子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきました。国においては人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

具体的には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 幼児期における質の高い学校教育の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

## 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 子ども・子育て関連3法支援新制度のポイント

### ●認定こども園制度の改善

- ・「幼保連携型認定こども園」を、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ単一の施設として位置付け、認可・認定や指導監督などを一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

### ●共通の給付による子ども・子育て支援

- ・幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

### ●保育の量的確保、質の改善

- ・小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や、子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、また職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の充実をめざします。

### ●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置づけ、その拡充を図ります。

### ●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ●子ども・子育て会議の設置

- ・新制度では、有識者、地方公共団体、事業主代表者、子育ての当事者、子育て支援者などが、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置しました。

本市でも、同年9月、新制度の実施に関し、審議を行うための「鹿島市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関わる現状を把握し今後の計画や様々な施策を考える場としました。

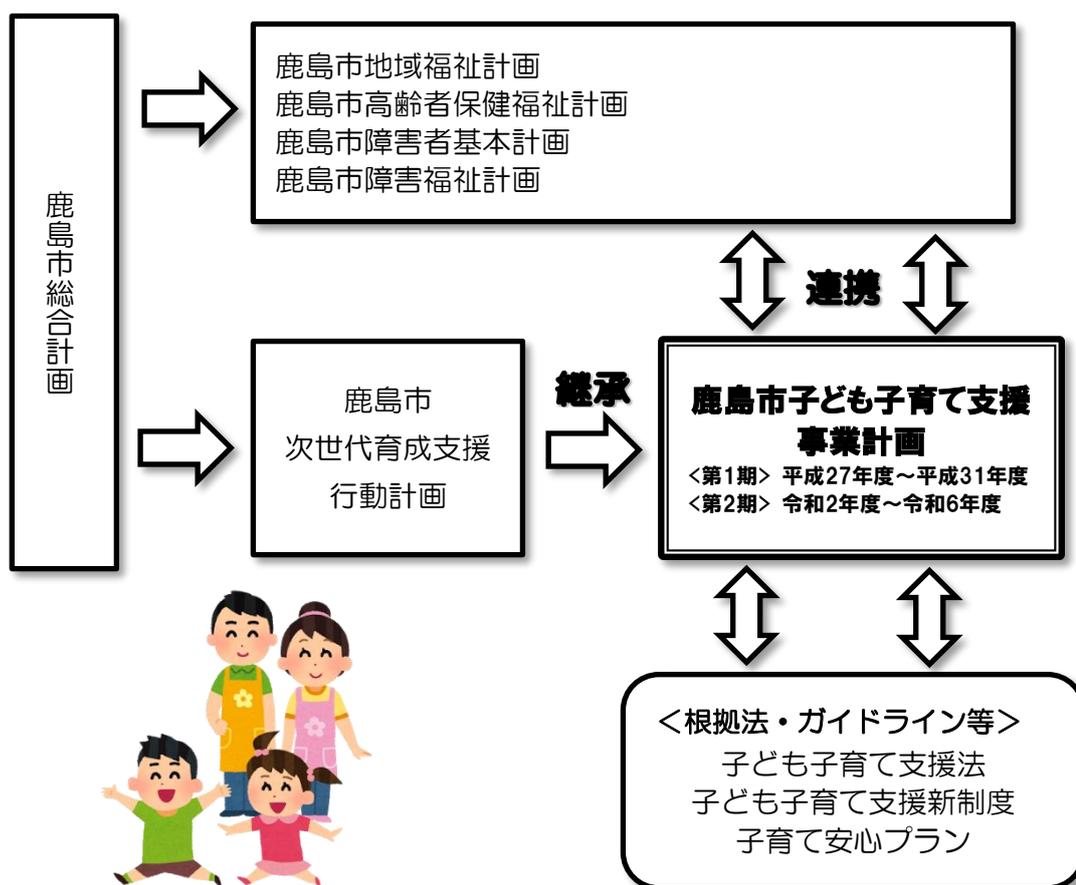
### (3) 計画の位置付け

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に沿って策定するものです。同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて定めた『鹿島市次世代育成支援行動計画後期計画』に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承するものであり、今後、子ども・子育てのための支援を、総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる『鹿島市総合計画』との整合性を保ちながら、『鹿島市地域福祉計画』『鹿島市高齢者保健福祉計画』『鹿島市障害者基本計画』など、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

なお、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

#### <計画位置付けのイメージ図>



## 2. 計画の概要

### (1) 計画の期間

本計画は、

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5年間とします。



### (2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

### (3) 策定体制

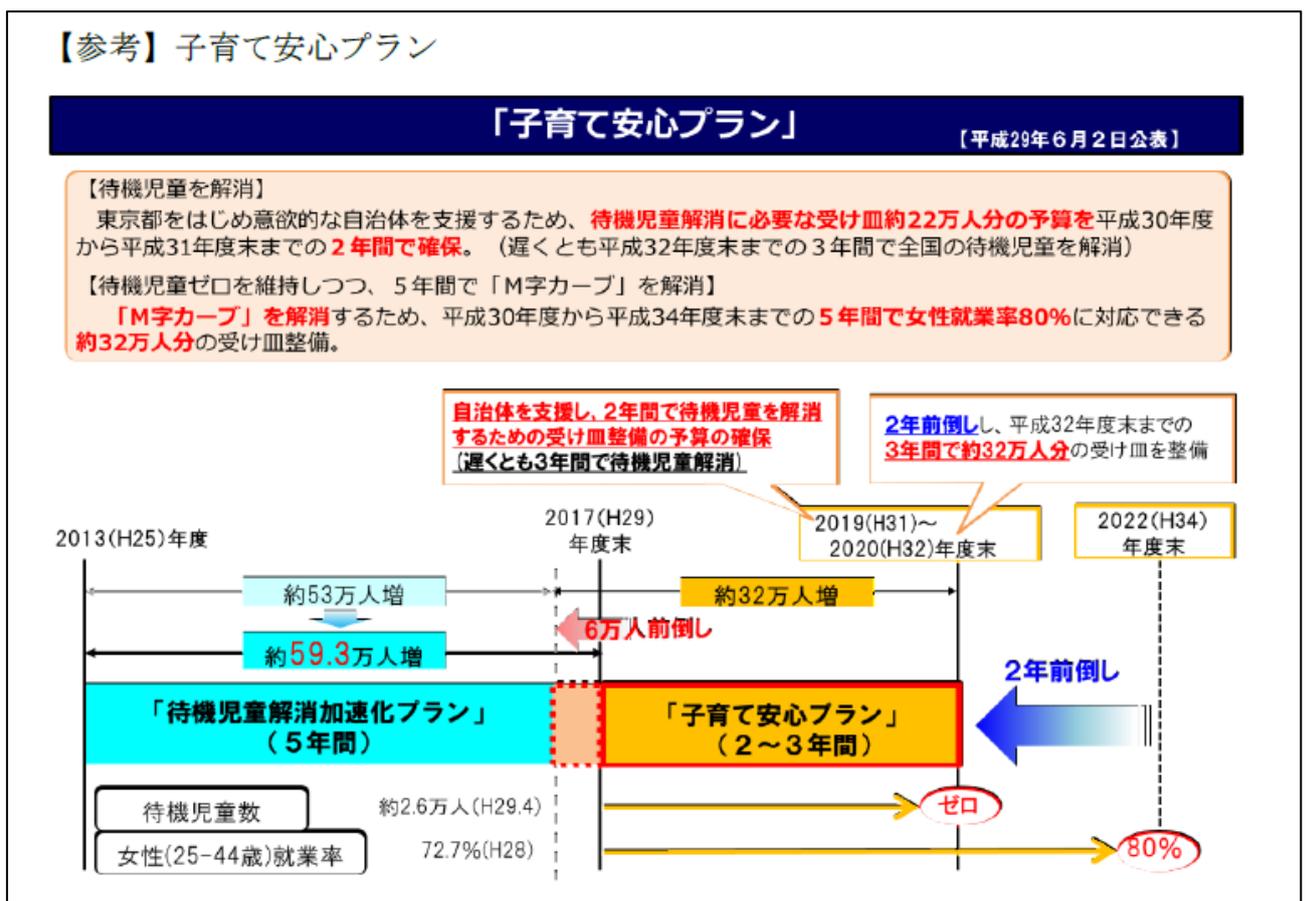
「第2期鹿島市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「鹿島市子ども子育て会議」を設置し、子ども子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議を始め、また第一期計画時の各種事業の実績に伴う点検・評価などを踏まえながら、次のような点について調査・審議をしました。

- ① 第一期計画と比較し、見直すべきところはないか（新規事業参入や計画値に乖離がないかなど）
- ② 潜在的なものを含め、教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか
- ③ 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ④ ニーズ量に見合う地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健康診査等）が計画的に盛り込まれているか
- ⑤ 各事業の点検評価や進捗状況の報告など

その他にも、国が示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（平成30年8月24日公表）より下記の内容についても適切に本計画に配慮するよう指示がされています。

### ●提供体制確保の実施時期の設定

計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン（下記参照）」において目標年次としている令和2年度（2020年度）末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。



### ●トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）。

### ●都市開発部局との十分な情報共有

大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、必要に応じて補正を行うこと。

## ●企業主導型保育施設の地域枠の活用

企業主導型保育施設（認可外保育施設）の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない。

## ●特定教育・保育施設等の定員の取扱い

必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。また、新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。

## ●放課後児童健全育成事業の量の見込み

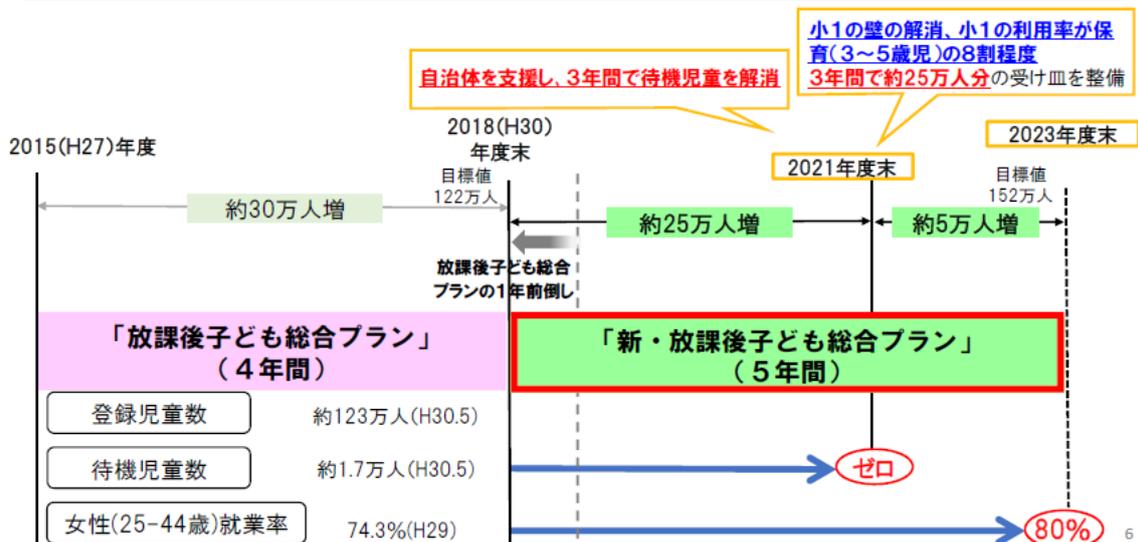
2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿の拡大（新・放課後子ども総合プラン（下記参照））を踏まえ、量の見込みを算出すること。

また、小学校2年生以上の量の見込みについては、これまでの放課後児童健全育成事業の利用の伸び率や小学校1年生に係る量の見込みとのバランスを見ながら、適切な数字を算出する。利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析や小学校4年生以上の高学年児童の利用ニーズの分析を踏まえ、適切な補正を行う。

### 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）  
放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。  
122万人⇒152万人





## 第Ⅱ部

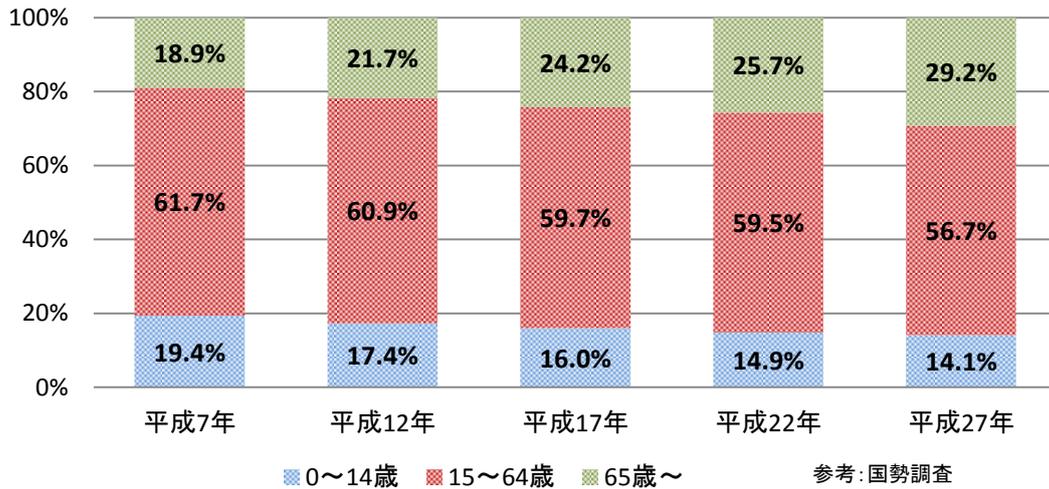
鹿島市の子ども子育てを取り巻く状況

# 1. 人口・世帯数等の動向

## ①総人口・年齢別人口区分の推移

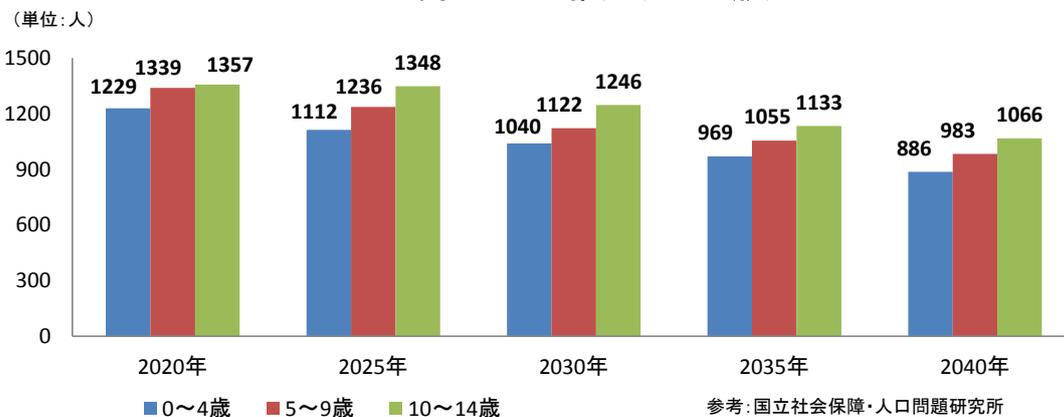
- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口（0～14歳）比率は平成7年の19.4%から平成27年の14.1%まで減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）比率は平成7年の18.9%から平成27年の29.2%まで増加しています。

◆総人口・年齢別人口区分の推移◆



- 国立社会保障・人口問題研究所による5歳階級ごとの本市の年少人口の5歳区分毎の2040年までの推計人口をみると、いずれの年齢層も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。このような中、本市での教育・保育施設への待機児童は発生していないものの、時間外保育や一時預かり保育など保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取り組みが求められています。

◆年少人口の推計(0～14歳)◆

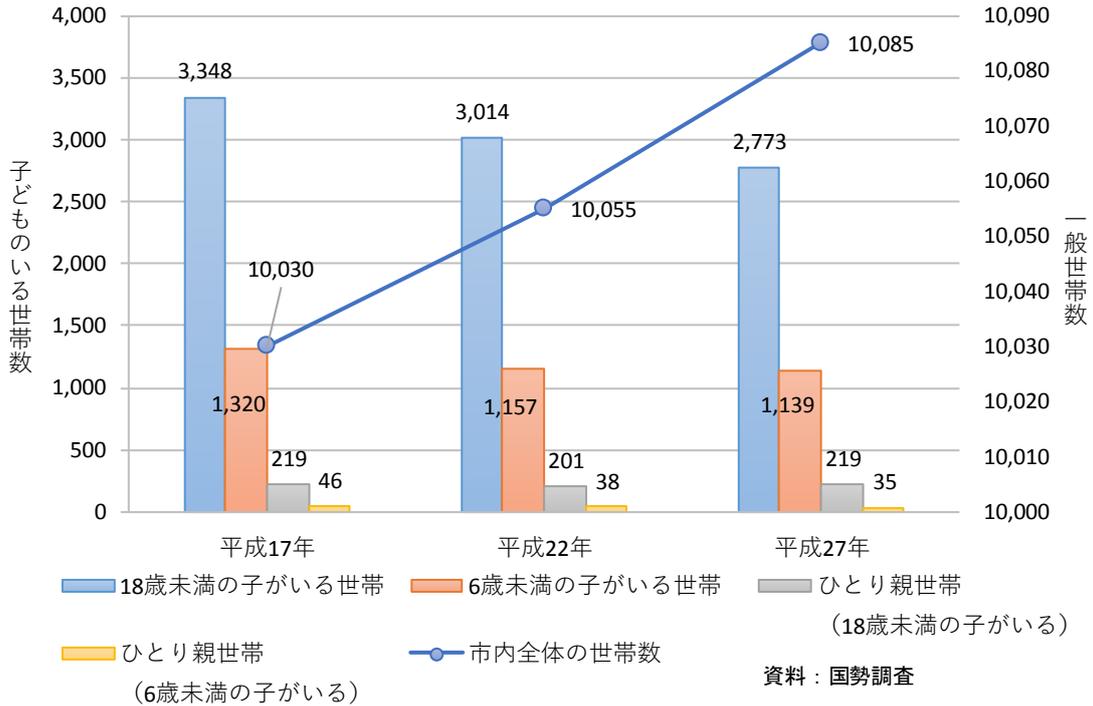


## ②子育て世帯の推移

●平成27年の一般世帯数は10,085世帯であり、平成17年と比較して55世帯増加しています。一方、子育て世帯の推移をみると、6歳未満の子がいる世帯、18歳未満の子がいる世帯は、ともに減少しています。また、子どものいる世帯に対するひとり親世帯が占める割合は、年々増加している傾向です。

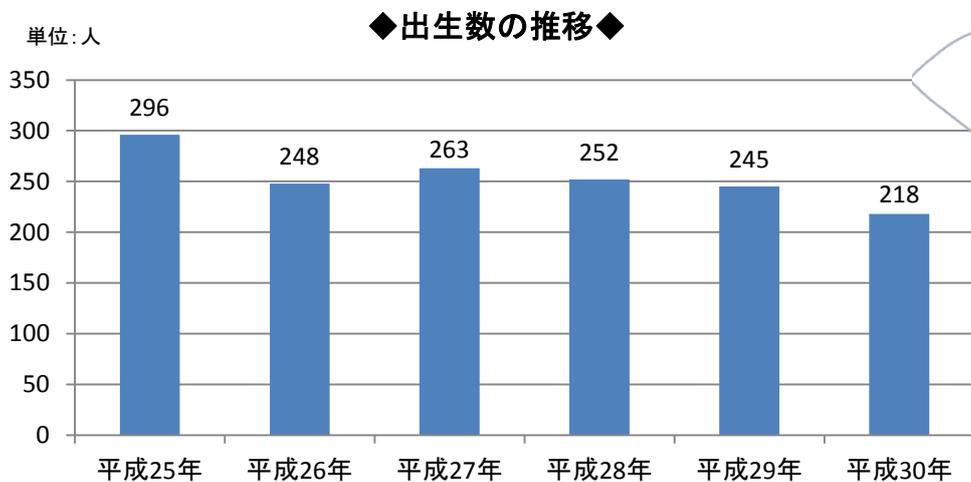
18歳未満の子がいるひとり親世帯は、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

### ◆子育て世帯の推移◆



## ③出生の動向

●本市における平成25年以降出生数は、常に300人を割り込む状況であり、平成30年の出生数は、前年比27人減の218人でした。

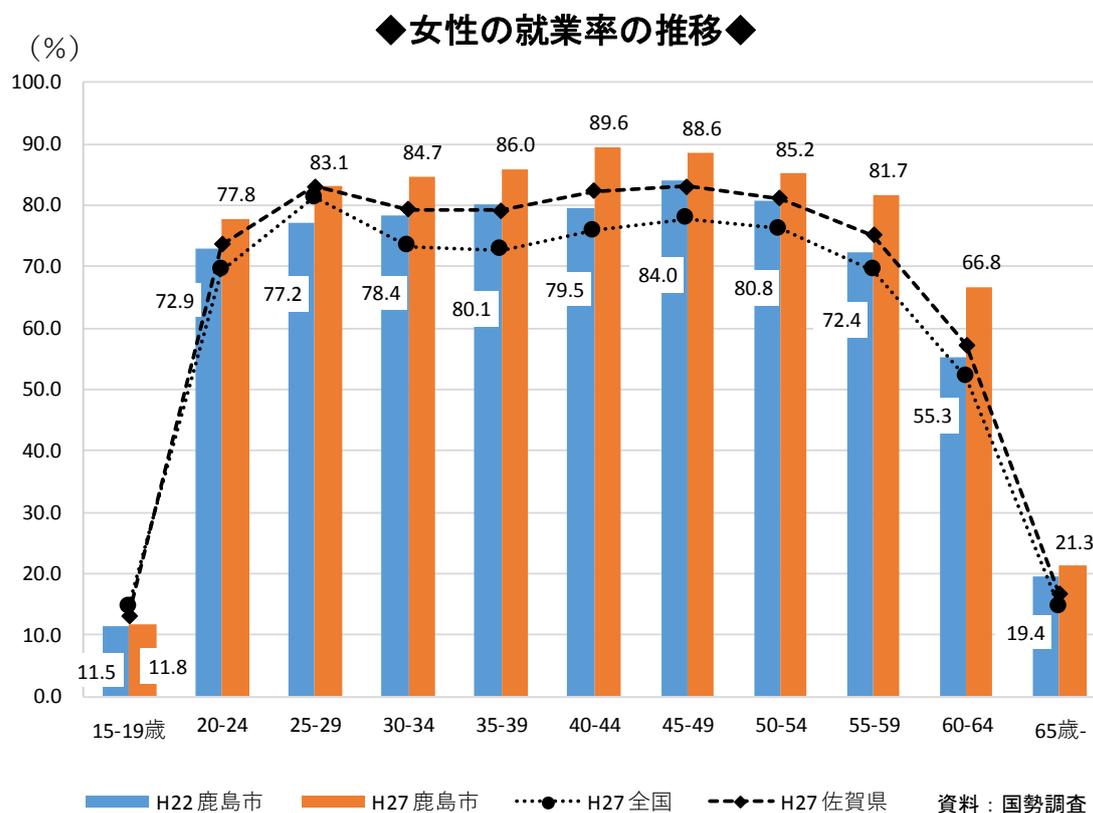


資料：市民課人口動態



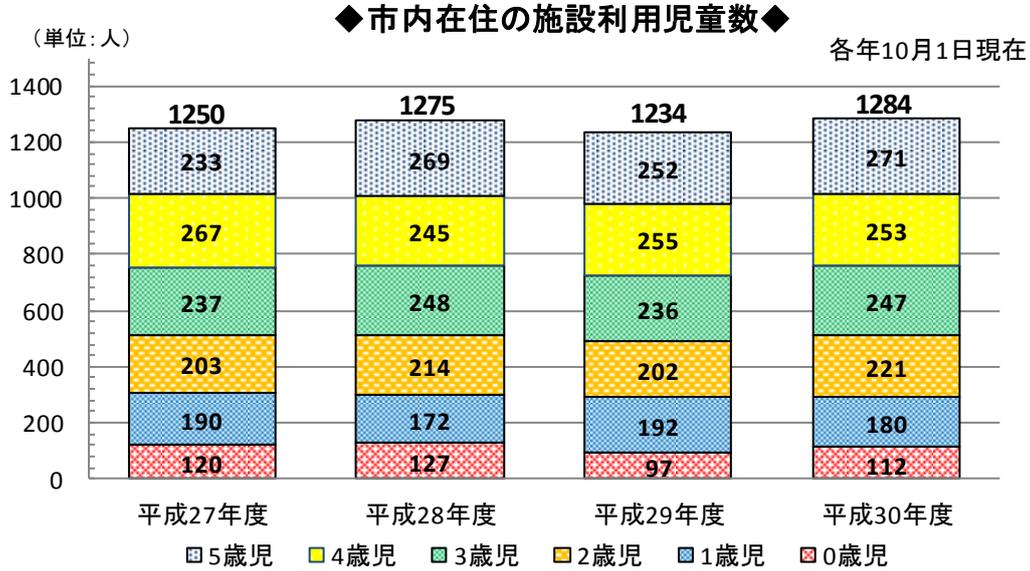
#### ④女性の就労の状況

●本市の女性の年齢別就業率を見ると、子育て世代の中心となる20代から30代は、平成22年から比較しても、平成27年はいずれも増加、かつ全国平均を大幅に上回っています。今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場の両立支援をより一層すすめられるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。



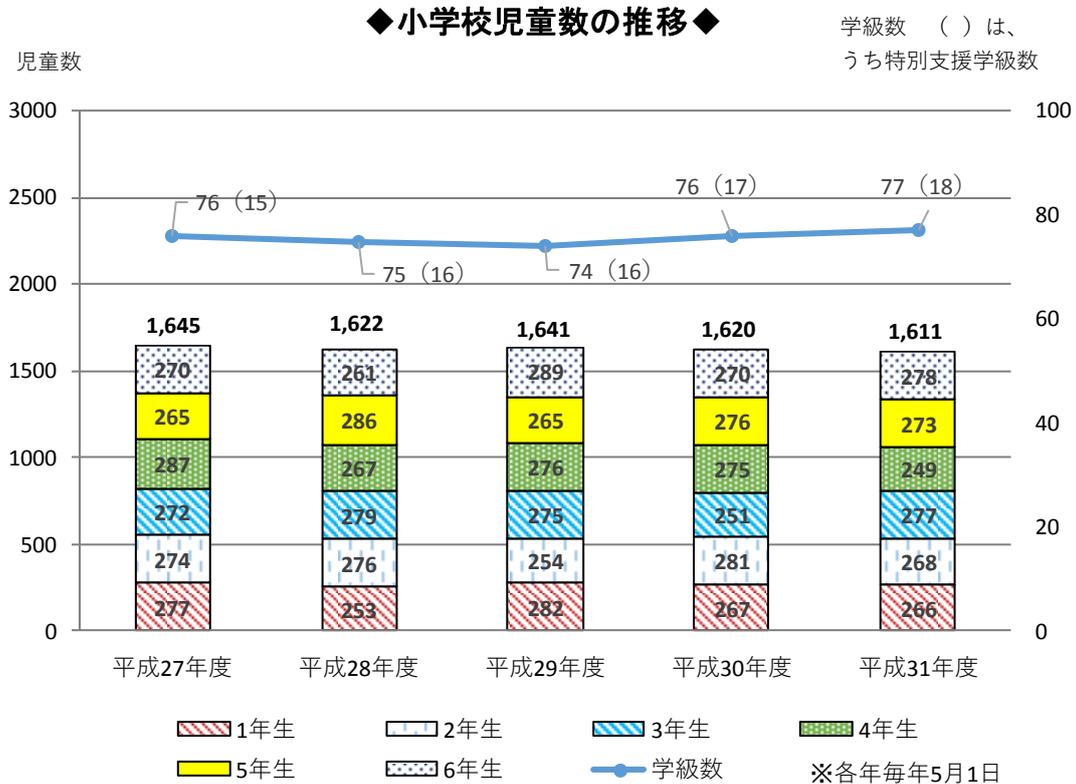
⑤市内在住の施設利用児童数

●平成31年現在、市内には認可保育所が14ヶ所、認定こども園が1ヶ所、幼稚園1ヶ所あります。各施設の利用児童数はほぼ横ばいで推移しておりますが、年度末につれ施設利用者数は増える傾向となっております。



⑥小学校の状況

●市内の7小学校の児童数は平成27年度からすると、やや減少傾向となっており、令和元年5月1日現在では1,611人、学級数は77学級となっております。そのうち、18学級は特別支援学級です。



## 2. 教育・保育施設の状況

「保育所」とは、児童福祉法に基づく「福祉施設」であり、保護者が仕事や病気などのために家庭において保育をすることができない子どもを預かり、保護者に代わって日中に保育することを目的とした施設です。本市には現在、認可保育所が14ヶ所、認可外保育所（事業所内保育所）が3ヶ所あります。

### ●市内保育所の入所児童数の推移

（各年10月1日現在／単位：人）

市内保育所名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
みどり園	74	73	80	83
保育所めぐみ園	83	92	93	96
アソカ保育園	92	88	88	80
鹿島保育園	50	52	57	62
誕生院保育園	165	174	156	157
ことじ保育園	117	124	114	108
能古見保育園	46	48	45	54
若草保育園	110	109	98	87
海童保育園	109	105	98	94
共生保育園	54	51	46	58
おとなり保育園	25	23	27	30
飯田保育園	22	20	24	23
旭ヶ岡保育園	156	146	131	128
七浦保育園	41	45	42	37
総数（計14園）	1,144	1,150	1,099	1,097

### ●認可外保育所利用児童数の推移

（各年9月1日現在／単位：人）

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	受入児童数
織田病院託児所	2	6	6	11	0～3歳
好日の園託児所わかば	7	4	7	7	0歳～学童
別府整形外科託児所ぱんぴ	4	6	1	7	0～3歳
総数（計3ヶ所）	13	16	14	25	

**認定こども園**とは、教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。本市には1ヶ所あります。なお、ここでいう「教育」とは学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言います。

●市内認定こども園の入所児童数の推移 (各年10月1日現在/単位:人)

市内認定こども園名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
明朗幼稚園	67	77	74	85

※平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」に移行しています。

**幼稚園**とは、先に述べたように学校教育法で定められた「学校」を言います。本市には1ヶ所あります。園の教育方針に基づき、さまざまな教育が行われます。最近は共働き家庭等が増えているため、教育時間前後の預かり(預かり保育)をしているところもあります。

●市内幼稚園の入所児童数の推移 (各年10月1日現在/単位:人)

市内幼稚園名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
鹿島カトリック幼稚園	46	44	54	45

※平成30年度より「子ども・子育て支援新制度」に移行しています。



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて以下の13事業を実施することになっています。各事業の取り組み状況は以下のとおりとなります。

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子育て短期支援事業
7. ファミリー・サポート・センター事業
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児・病後児保育事業
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 1. 利用者支援事業

##### 事業内容

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

なお、平成31年4月より保健センター内に「鹿島市子育て総合相談センター」を開設しています。保健師等が専門的見地から相談支援等実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備しました。

##### 実績

単位：人（延べ利用者数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援センター	—	—	577	339	345

## 2. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

### 事業内容

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。平成26年10月から、気軽にいつでも集える場として常設「ひろば」を開設し、子育て支援を行っています。

子育て親子の相互交流の場として実施してる子育てサークルは、平成27年度までは「よちよちサークル」と「のびのびサークル」として実施していましたが、平成28年度より集約し「ひろばの集い」として実施しています。

### 実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育てサークル	741人	847人	671人	921人	901人
子育てひろば	8,267人	16,768人	17,574人	17,419人	19,077人
子育て相談業務	2,951件	4,204件	3,453件	3,715件	3,652件

## 3. 妊婦健康診査

### 事業内容

妊娠期から出産までで妊婦の体調管理や費用負担軽減を図るため、14回の妊婦健康診査診票（補助券）を交付しています。

### 実績

単位：人

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保健センター	403	393	395	374	351

## 4. 乳児家庭全戸訪問事業

### 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、母子保健推進員による訪問を実施しており、4ヶ月児健診の受診勧奨や育児に関する不安や悩みの相談に対応する事業です。

### 実績

単位：人

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保健センター	210	251	240	247	201

## 5. 養育支援訪問事業

### 事業内容

養育支援訪問事業とは、乳児家庭全戸訪問事業により専門的相談支援が必要と認められた家庭、養育者が子育てに対して強い不安等を抱える家庭及び虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対して市保健師や関係機関による相談支援を行う事業です。

### 実績

単位：人（述べ対応者数）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援センター 保健センター	46	40	69	86	94

## 6. 子育て短期支援事業

### 事業内容

子育て短期支援事業とは、保護者が仕事や疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、保護者に代わって実施施設において一時的に児童を養育することにより、家庭の子育てを支援する事業です。

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】…宿泊を伴って養育する。

【夜間養護等(トワイライト)事業】…平日夜間又は休日に不在となる場合に一時的に養育する。

### 鹿島市の取組状況

【利用対象者】鹿島市在住の児童

【実施施設】児童養護施設 済昭園（嬉野市塩田町）

### 実績

単位：人（延べ利用者数）

施設名	事業	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童養護施設 済昭園	ショートステイ	6	0	0	0	0
	トワイライト	1	13	12	9	11

## 7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 事業内容

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本市では平成29年度より事業実施しました。

### 実績

単位：人（延べ利用者数）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援センター	—	—	—	10	30

## 8-1. 一時預かり事業

### 事業内容

一時預かりとは、保護者が病気や短期労働、社会文化活動への参加など、一時的に保育ができなくなった場合に、保護者に代わって子どもを8時～17時まで保育所で保育する事業です。

### 鹿島市の取組状況

〇市内すべての保育所14園で実施しており、発生したニーズすべてに対応できています。

利用料金 4時間を超える場合 2,000円  
4時間以内の利用の場合 1,000円  
(保育所によっては給食費の実費分の利用負担があります。)

## 8-2. 幼稚園の預かり保育

### 事業内容

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。

幼稚園名	教育（保育）時間	預かり保育時間
明朗幼稚園	7：00～14：15	14：15～18：00
鹿島カトリック幼稚園	8：00～15：00	15：00～個別相談

## 9. 延長保育事業

### 事業内容

延長保育とは、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を越えて保育を行う事業です。

### 鹿島市の取組状況

市内すべての保育所で実施しており、発生したニーズすべてに対応できています。

保育所名	開所時間（延長時間含む）	延長保育時間帯
みどり園	7:00~19:00	18:00~19:00
保育所めぐみ園	7:00~19:00	18:00~19:00
アソカ保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
鹿島保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
誕生院保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
ことじ保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
能古見保育園	7:00~18:30	18:00~18:30
若草保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
海童保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
共生保育園	7:30~19:00	18:30~19:00
おとなり保育園	7:00~18:30	18:00~18:30
飯田保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
旭ヶ岡保育園	7:00~19:00	18:00~19:00
七浦保育園	7:00~19:00	18:00~19:00



## 10. 病児・病後児保育事業

### 事業内容

病児・病後児保育事業とは、病児・病後児概ね8歳以下の幼い子どもが病気になり、(病気療養中)回復のために自宅療養が必要で保育所や学校に行けない場合に、仕事を休めない保護者が子どもを安心して預けられるよう医療機関等で保護・看護する事業です。

### 鹿島市の取組状況

【利用対象者】 概ね8歳以下の児童



#### ①樋口医院 (嬉野市)

【利用時間】 8時30分～17時30分 (月～金)

※土曜日は12時まで。日曜日、祝日は除く

【利用料】 2,000円/日、食事代500円 半日の場合利用料1,000円

#### ②古賀小児科内科病院 (江北町) スマイルルーム

【利用時間】 8時00分～18時00分 (月～金)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く

【利用料】 5時間以上2,000円、5時間未満1,000円

#### ③病児・病後児保育施設「テトテ」(武雄市) 遊学舎 武雄こども園敷地内

【利用時間】 8時00分～17時00分 (月～土)

※日曜日、祝日、お盆(8/12～15)、年末年始(12/29～1/3)は除く

【利用料】 1日1回1,000円

### 実績

単位：人(延べ利用者数)

施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(嬉野市)樋口医院	2	10	14	13	7
(江北町)古賀小児科内科病院 (スマイルルーム)	1	18	31	6	12
(武雄市)病児病後児保育施設 (テトテ)	—	—	—	—	13

## 1.1. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 事業内容

放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を預かり、豊かな感性と道徳性を養うとともに社会性と自主性を育てることを目的とした事業です。利用希望者の増加に対応するため、小学校余裕教室でのクラブ開設、施設整備を進めています。

### 鹿島市の取組状況

- 【開設時間】 月曜日～金曜日の放課後 14時～19時00分  
 ※18時10分～19時00分は延長サービス  
 土曜日及び長期休暇中 7時30分～18時10分  
 （ただし、日祝日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く）
- 【支援内容】 生命の保持、情緒の安定、遊びなど、児童の健全育成活動
- 【保護者負担金】 月曜日～金曜日利用の場合 児童一人あたり 3,000円/月  
 月曜日～土曜日利用の場合 児童一人あたり 4,000円/月  
 延長サービス利用の場合 児童一人あたり 1,000円/月

### 実績

[令和元年度 市内各クラブの状況]

(令和元年6月1日現在/単位:人)

学校名	クラブ名	実施場所	定員	登録児童数	支援員数
鹿島小	わんぱくクラブ・R	鹿島小敷地内	40	33	4
	わんぱくクラブ・P・Q		40	31	3
	わんぱくクラブ・R・Q	鹿島小校舎内	25	23	2
明倫小	げんきクラブ	明倫堂	40	38	4
	ほがらかクラブA	ミーティングルーム	35	37	3
	ほがらかクラブB		35	36	3
	ほがらかクラブC	音楽室	25	17	2
浜小	光の子クラブA	むつごろう荘	21	20	2
	光の子クラブB	余裕教室	39	29	2
古枝小	ひまわりクラブA	敷地内専用施設	35	37	2
	ひまわりクラブB		35	31	3
北鹿島小	かがやきクラブA	旧農村婦人の家	42	40	4
	かがやきクラブB		10	13	2
能古見小	すぎの子クラブ	余裕教室	39	42	3
七浦小	ゆめっ子クラブ	余裕教室	39	15	2
音成分校	星の子クラブ	多目的ホール	15	10	2
合 計			515	452	43

※土曜日利用の登録者数：104人

**[放課後児童クラブ入部児童数の推移]**

(各年3月31日時点/単位:人)

学校名	クラブ名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鹿 島 小	わんぱく	63	73	92	86	95
明 倫 小	げんき	44	35	32	36	37
	ほがらか	50	66	67	68	75
浜 小	光の子	19	25	39	41	44
古 枝 小	ひまわり	36	48	46	39	59
北鹿島小	かがやき	32	38	40	40	44
能古見小	すぎの子	19	25	28	34	34
浅浦分校	たんぼぼ	4	4	3	-	-
七 浦 小	ゆめっ子	18	15	10	13	16
音成分校	星の子	6	3	5	8	9
合計		291	332	362	365	413

**1 2. 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

鹿島市では現在実施していません。

義務教育を受ける児童・生徒の家庭に対しては、就学援助費の助成や生活保護による教育扶助費の支給を行っています。

**1 3. 様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

鹿島市では現在実施していません。



## 4. ニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため下記のとおり実施しました。

なお、この計画は国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています（子ども・子育て支援法第61条第1項）。

### 1. 調査地域

鹿島市内全域

### 2. 調査対象者及び調査実施方法

調査対象	調査実施方法
就学前（0歳から6歳までの）児童を持つ保護者	市内に在住する就学前児童の保護者497人を対象として、郵送配布・郵送及び施設回収で調査を実施。
小学生（1年生から6年生）の児童を持つ保護者	市内の小学校毎に1年生から6年生の2～3クラスを抽出し、505人を対象として、学校配布・学校回収で調査を実施。

### 3. 抽出方法

住民基本台帳により

就学前児童 497人、小学生 505人の合計 1,002人を無作為抽出。

### 4. 調査期間

平成31年1月28日（月）～2月22日（金）

なお、前回（第1期計画策定）の調査は、平成25年12月に実施しています。

### 5. 回収状況

		配布数(A)	回収数(B)	回収率 (B)/(A)
就学前児童 保護者	【参考】前回	482人	262人	54.4%
	今回	497人	365人	73.4%
小学生児童 保護者	【参考】前回	518人	268人	51.7%
	今回	505人	423人	83.8%
合計	【参考】前回	1,000人	530人	53.0%
	今回	1,002人	788人	78.6%

## 6. 集計上の留意点

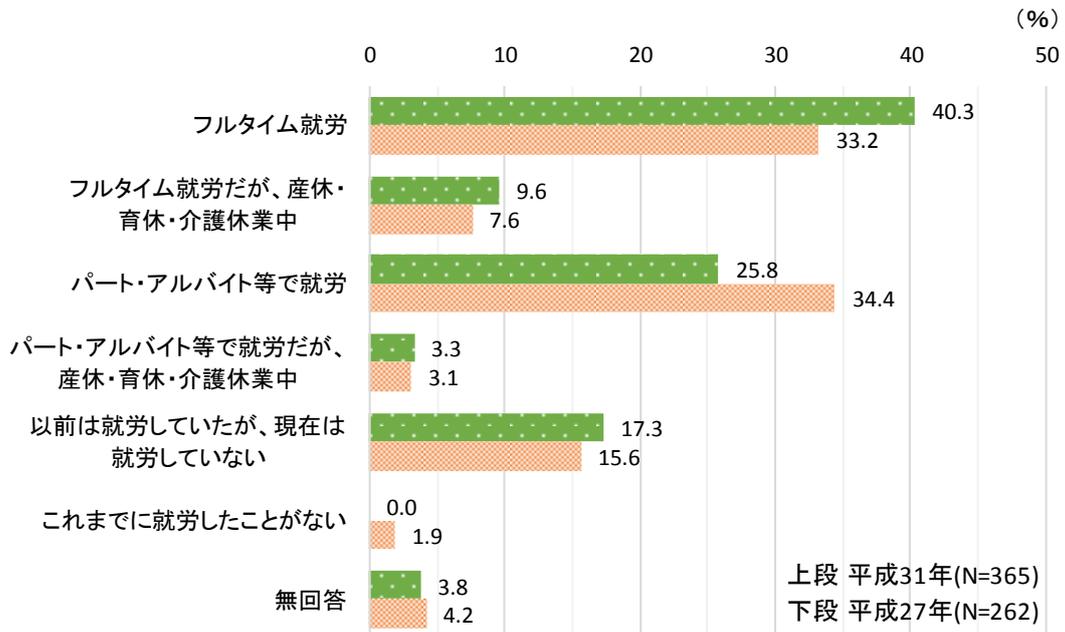
- ① アンケートはパーセントで表示しています。また、グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。集計した数値（%）について、小数第二位を四捨五入して、小数第一位までの表示とされているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。
- ② 複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えます。
- ③ アンケート調査票の選択肢の文章が長い場合、図表の中では要約して表記している場合があります。
- ④ 回答が少数である場合の構成比については、特定の意向が強く反映される場合があることにご留意ください。
- ⑤ 本調査においては、調査項目によって複数のお子さんのデータを取得できるように設計しており、必ずしも、有効回答数と回答実数は一致しない場合があります。

# 1.保護者の就労状況について

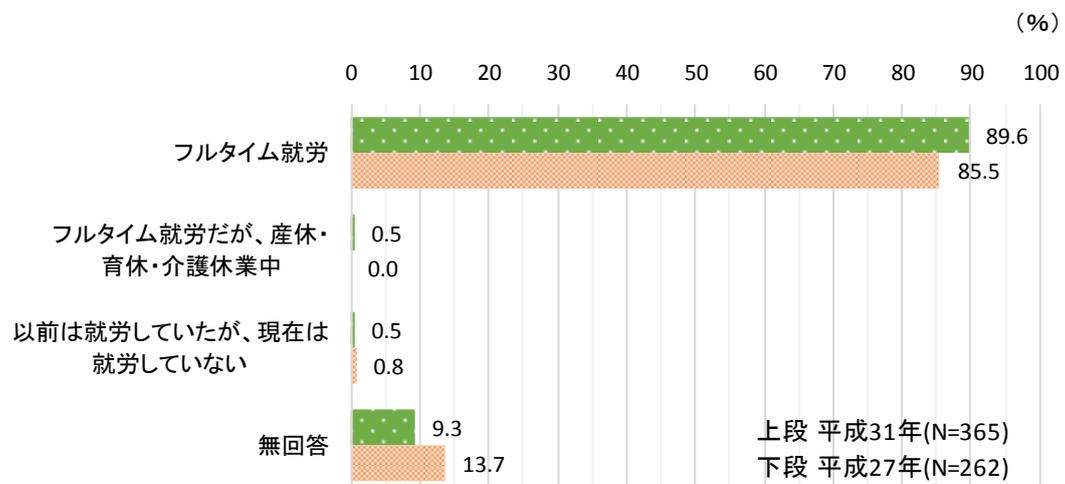
## ◆ 母親・父親の就労形態

母親の就労状況で、前回調査（平成27年）時と今回調査（平成31年）時を比較すると「パート・アルバイト等で就労」の割合が減っている一方で、「フルタイム就労」が33.2%から40.3%に伸びています。父親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」が89.6%（前回調査時は85.5%）と大半を占めています。

### 【母親】



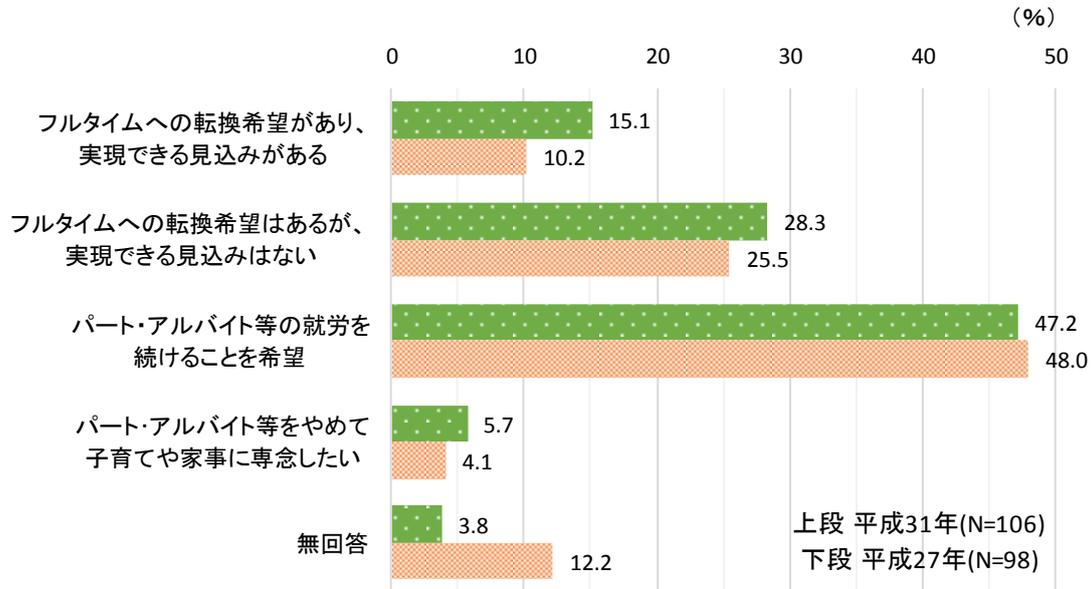
### 【父親】



### ◆フルタイムへの転換希望（母親のみ）

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」がいずれの調査時でも50%弱で最も高くなっています。また、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがある」「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みはない」が前回調査時よりも傾向が伸びている状況です。

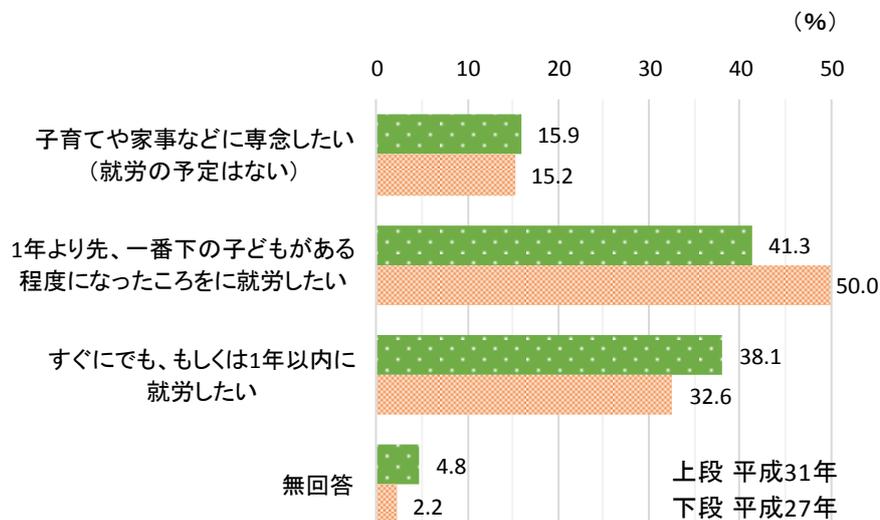
Q フルタイムへの転換希望はありますか。



### ◆現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向についてみると、いずれの調査時も「1年より先、一番下の子どもがある程度になったところに就労したい」が最も多くなっています。また、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が3割を超えており、全体の就労意向は約8割と、就労意欲は強くなっています。

Q 今後の就労希望はありますか。

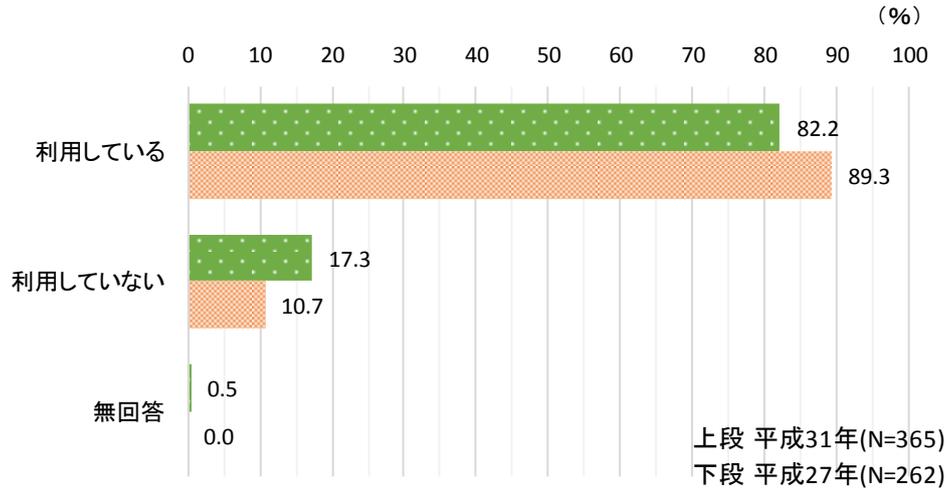


## 2.平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

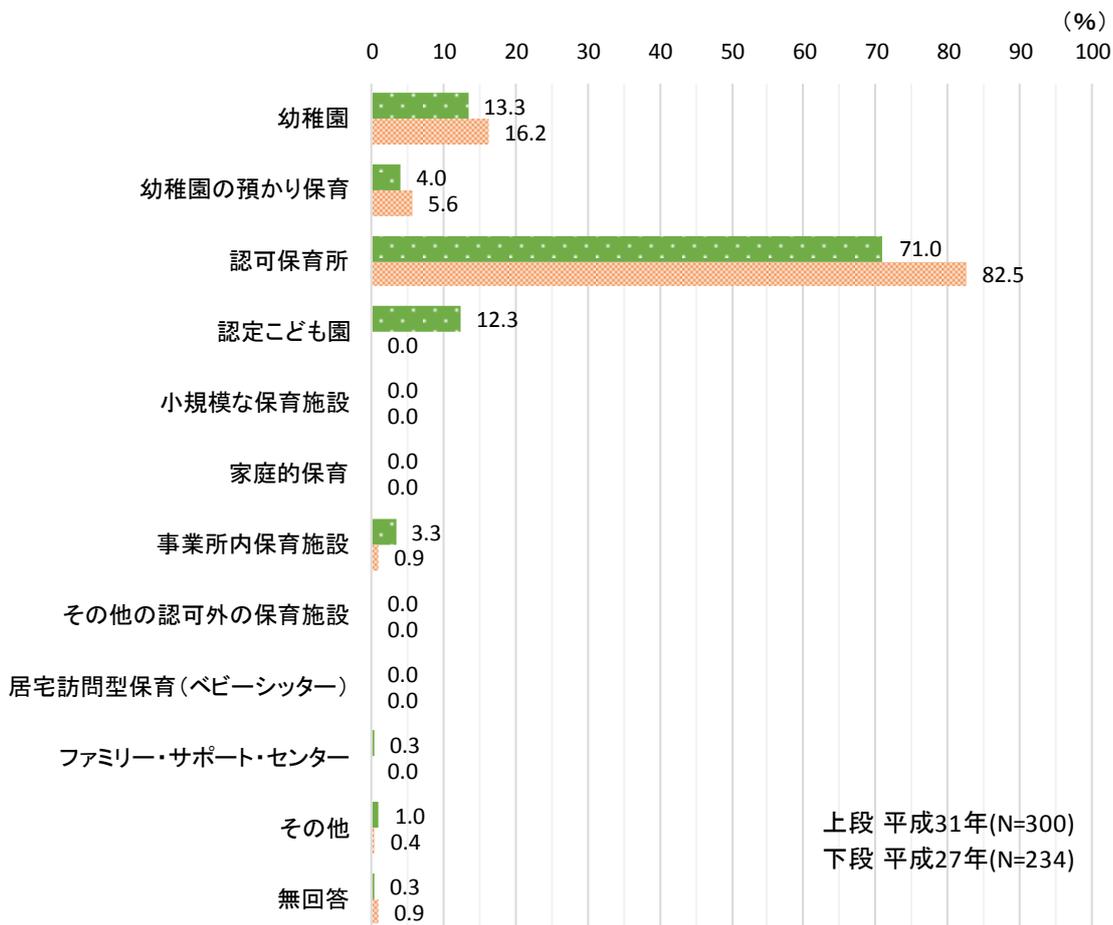
### ◆利用しているサービス

いずれの調査でも「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」人の割合は8割を超えています。平成27年度より市内1施設で認定こども園が、また平成29年度よりファミリー・サポート・センター事業がスタートし、認可保育所の利用が前回の調査時よりも今回の調査で少なくなっている要因となっています。

Q お子さんは現在、幼稚園・保育所・認定こども園などの「定期的な教育・保育事業」を利用していますか。



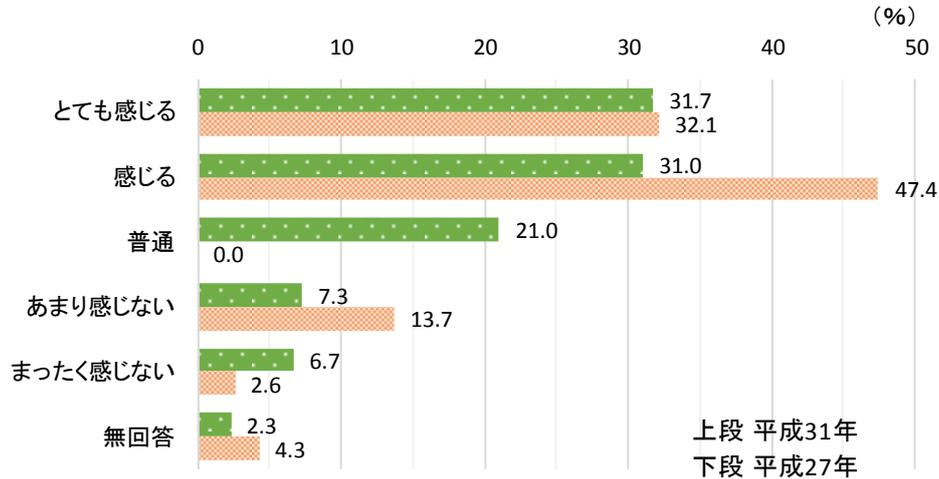
Q お子さんは、平日どのような教育・保育事業を利用していますか。



## ◆施設選択理由と費用

施設・事業の利用に毎月かかる費用について負担に感じている人の割合は、「とても感じる」「感じる」を含めた割合は今回62.6%、前回79.5%と負担に感じている人が多くいます。令和元年10月から始まる「幼児教育・保育の無償化」により、今後負担を重く感じる保護者が少なくなると考えます。

Q 施設・事業の費用について、負担を重く感じますか。



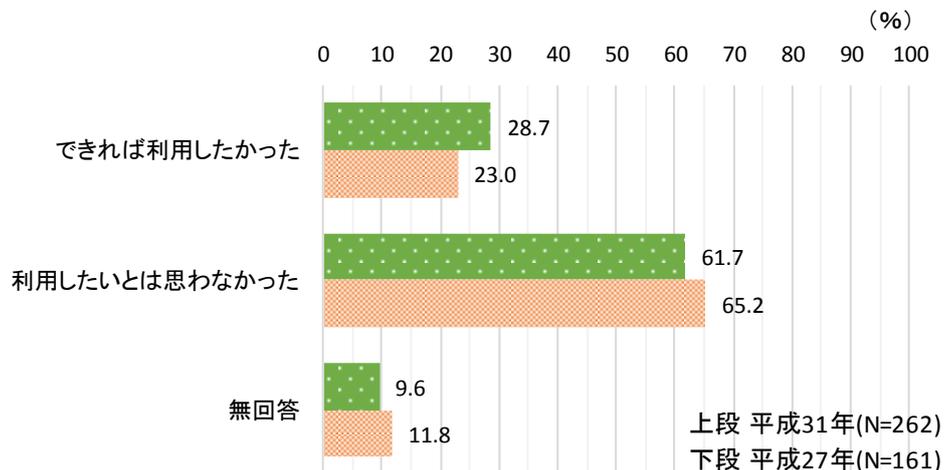
## 3.病児・病後児保育について

### ◆病児・病後児保育の利用意向について

父親または母親が休んで対処した人のうち、病児・病後保育を「できれば利用したかった」と思った人の割合は、前回調査時は23.0%、今回調査時は28.7%となっています。

本計画策定時は鹿島市内に病児・病後児保育施設はありませんが、近隣市町に対応できる施設があります。利用意向を持つ人たちに対して、更なる認知度を高め、実際の利用につなげていく必要があります。

Q 父親または母親が休んで対処した人のうち、できれば病児・病後児保育を利用したいと思いましたが。

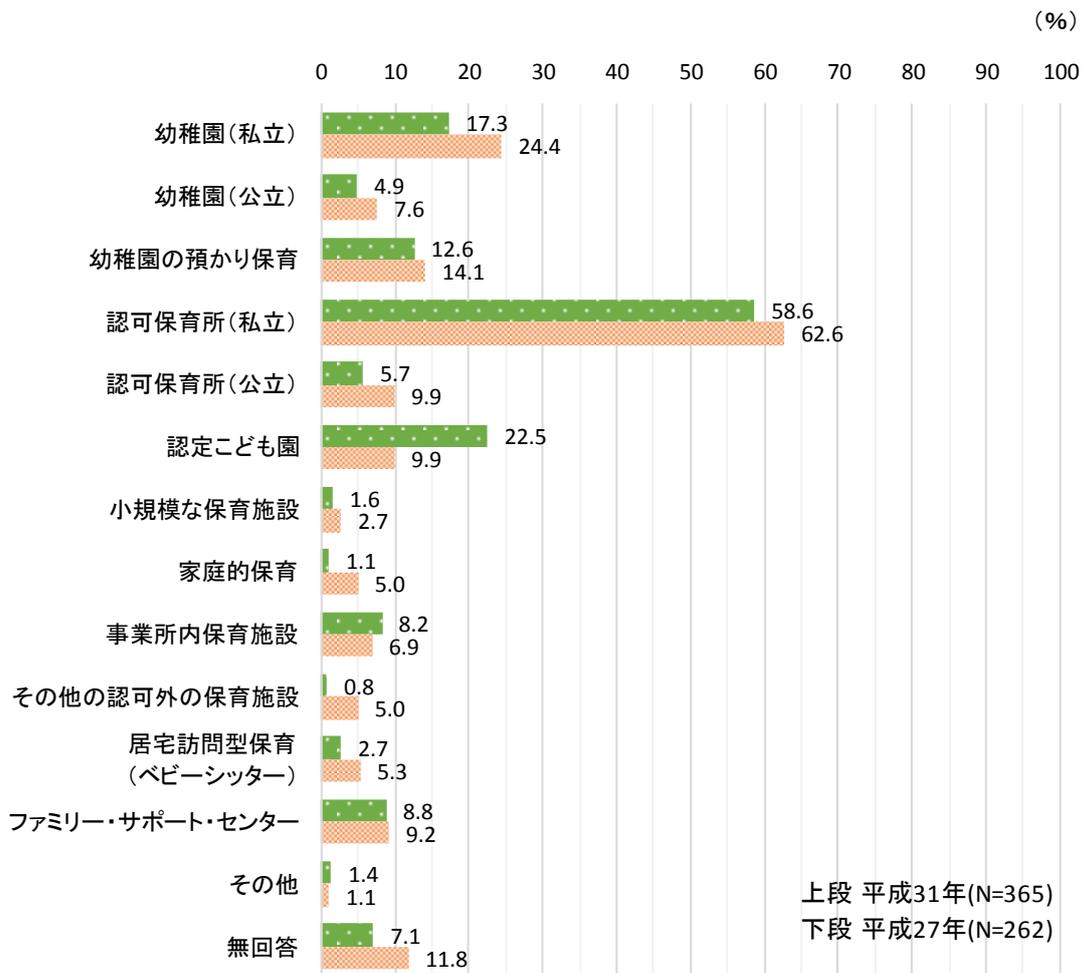


## 4.平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

### ◆今後利用したいサービスと場所

今後定期的に利用したい教育・保育事業についてみると、「認可保育所（私立）」が約6割で最も高くなっています。平成27年度より市内1施設で認定こども園がスタートし、今回の調査で2割ほど認定こども園の利用意向があります。また、利用したい場所は、ほとんどの事業において、「鹿島市内」を望まれていました。

Q お子さんの平日の教育・保育事業として、今後「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

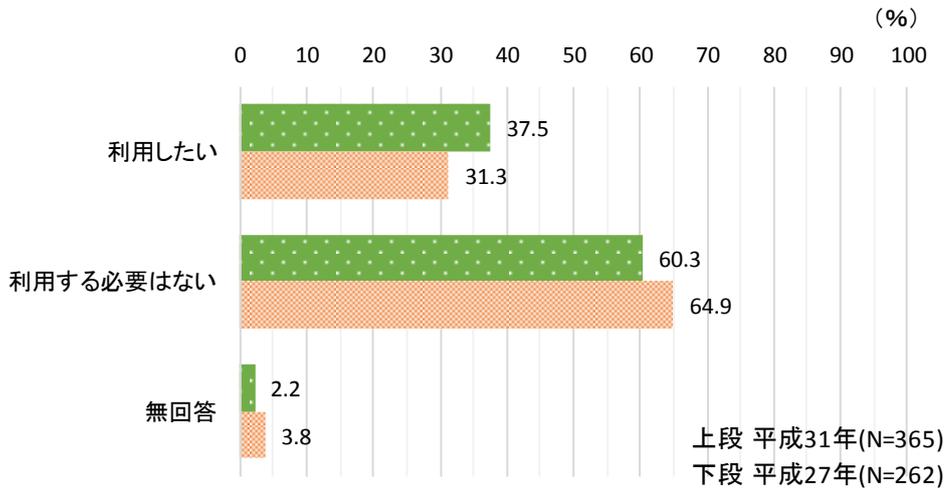


## 5.一時預かりについて

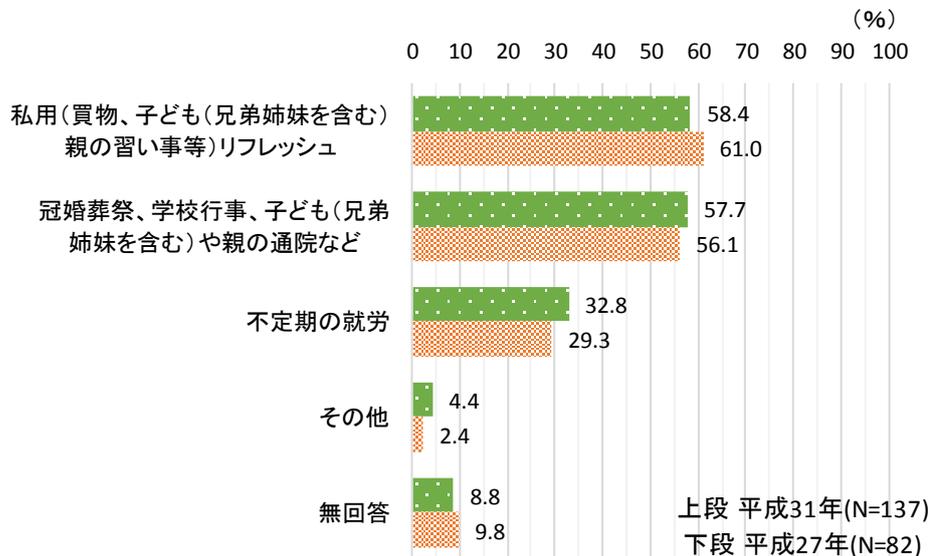
### ◆一時預かりの必要性について

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要についてみると、「利用したい」が前回調査時の31.3%から37.5%と伸びています。その利用目的は「私用・リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が主となっており5割を超えています。

Q 私用等の理由で一時預かりの利用する必要がありますか



Q 上記で「利用したい」と回答した方で、どういう理由で預けたいですか。

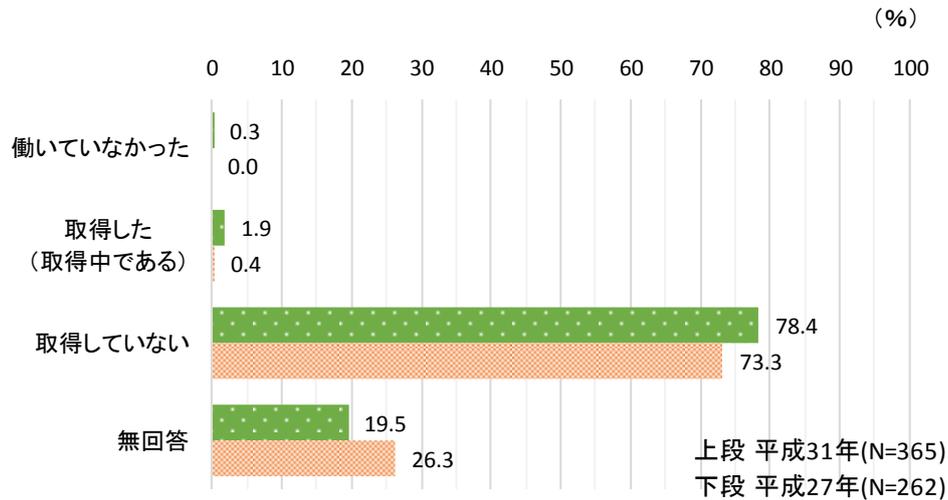


## 6.父親の育児休業制度等の取得状況

### ◆父親の育児休業制度の利用の有無

お子さんが生まれた時の育児休業取得の有無について、父親についてみると、いずれの調査時も「取得していない」が7割を超えていますが、今回の調査時点で育休取得をした方が7人いました（0.4%から1.9%まで増）。そのうち5人が1ヵ月、1人が半年、1人が1年間取得された方がいました。

【父親の育休取得状況】

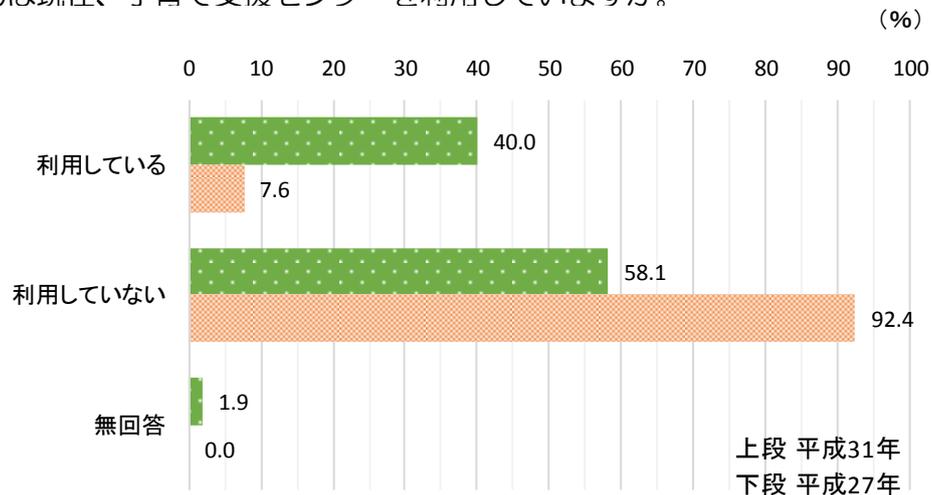


## 7.地域子育て支援拠点事業について

### ◆子育て支援センターの利用について

子育て支援センターの利用状況についてみると、「利用している」と答えた方は今回調査時では40.0%と、前回調査時より7.6%より大幅に増加しています。平成26年度から「かたらい」4階にて新しく開設したため、子育て世帯間でその認知度が浸透した結果となっています。利用していない理由についてみると、「普段は幼稚園や保育所などに通わせているため必要ない」が5割以上を占めており、次いで「忙しいから（時間がないから）」（8.3%）、「子育て支援センターの利用方法がわからない」（4.8%）となっています。

Q お子さんは現在、子育て支援センターを利用していますか。



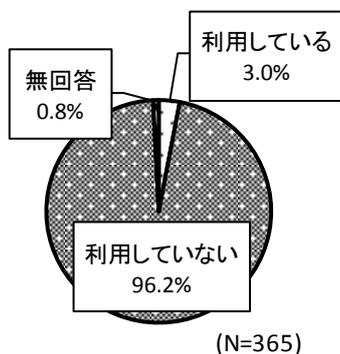
## 8.ファミリー・サポート・センター事業について

### ◆利用状況と利用していない理由（今回調査より実施）

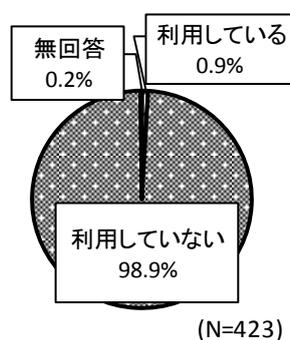
ファミリー・サポート・センター事業の利用状況についてみると、「利用している」と答えられた方はわずか3.0%（未就学児）、0.9%（就学児）となっています。利用していない理由についてみると、「利用する必要がない」がともに5割以上を占めており、次いで「事業の内容を知らなかった」が3割を超えています。本事業の更なる認知度を高め、利用方法を広く周知させるための取り組みが必要となっています。

Q 現在、ファミリー・サポート・センターを利用していますか。

<未就学児>

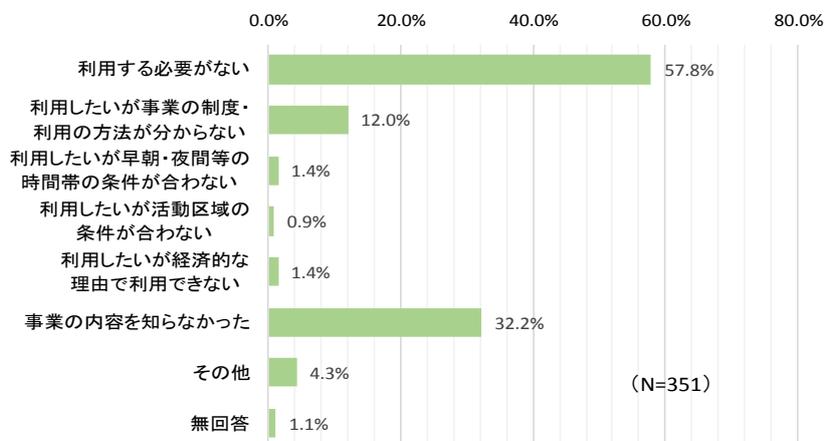


<就学児>

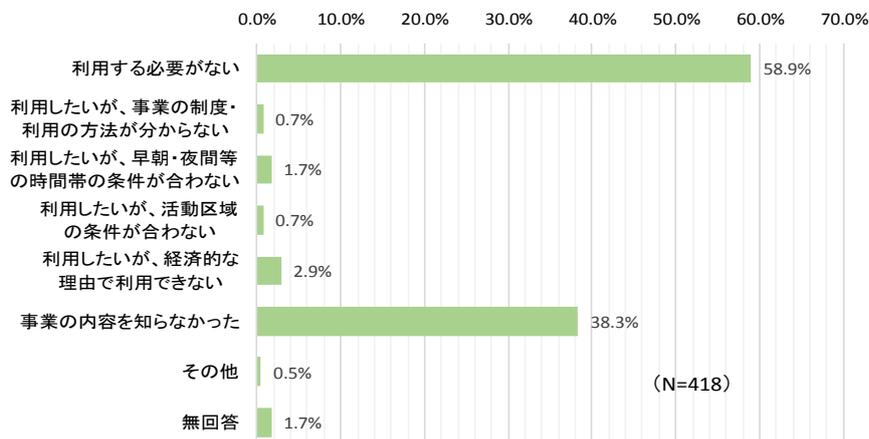


※「利用していない」理由は何ですか。

<未就学児>



<就学児>



## 9.放課後児童クラブ(今後の利用意向)について

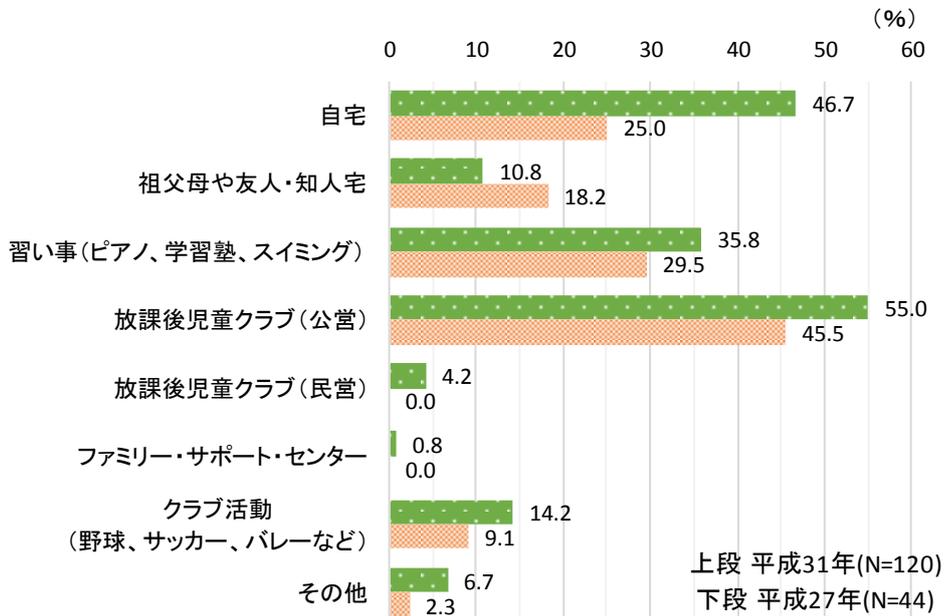
### ◆放課後児童クラブの利用意向

小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所についてみると、いずれの調査時でも「放課後児童クラブ(公営)」が最も高くなっています。次いで「自宅」の46.7%(今回調査)、「習い事(ピアノ、学習塾、スイミング)」の35.8%(今回調査)と続いています。また放課後児童クラブの利用希望日数は、「5日」が50.0%で全体の半数を占めていました。

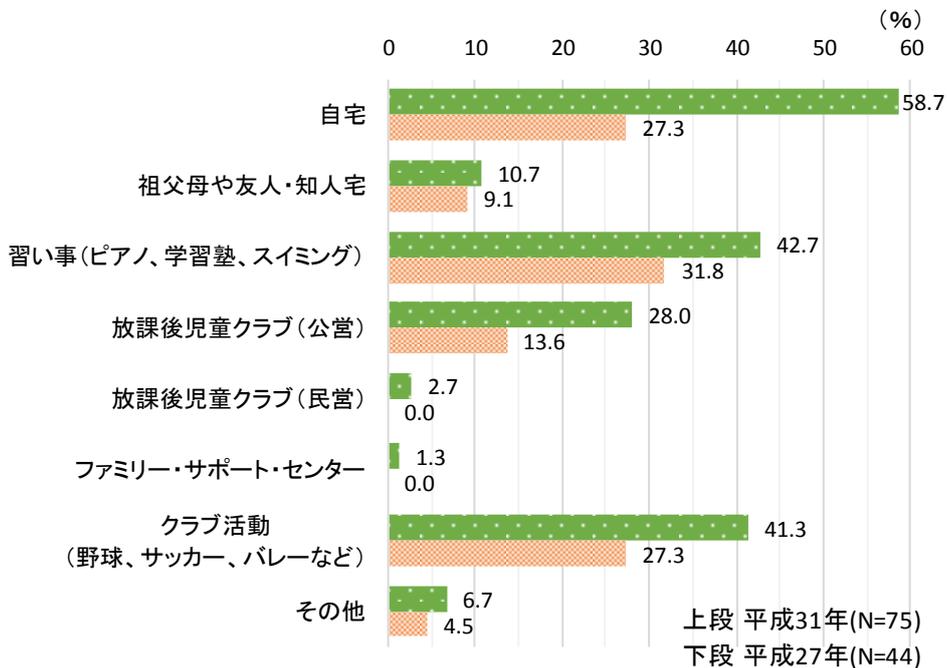
小学校高学年時になると、今回の調査時では「自宅」の58.7%が最も高く、次いで「習い事(ピアノ、学習塾、スイミング)」、次いで「クラブ活動(野球、サッカー、バレーなど)」の順となっており、「放課後児童クラブ」は28.0%となっています。

Qお子さんについて、今後、学校終了後の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

【低学年】



【高学年】

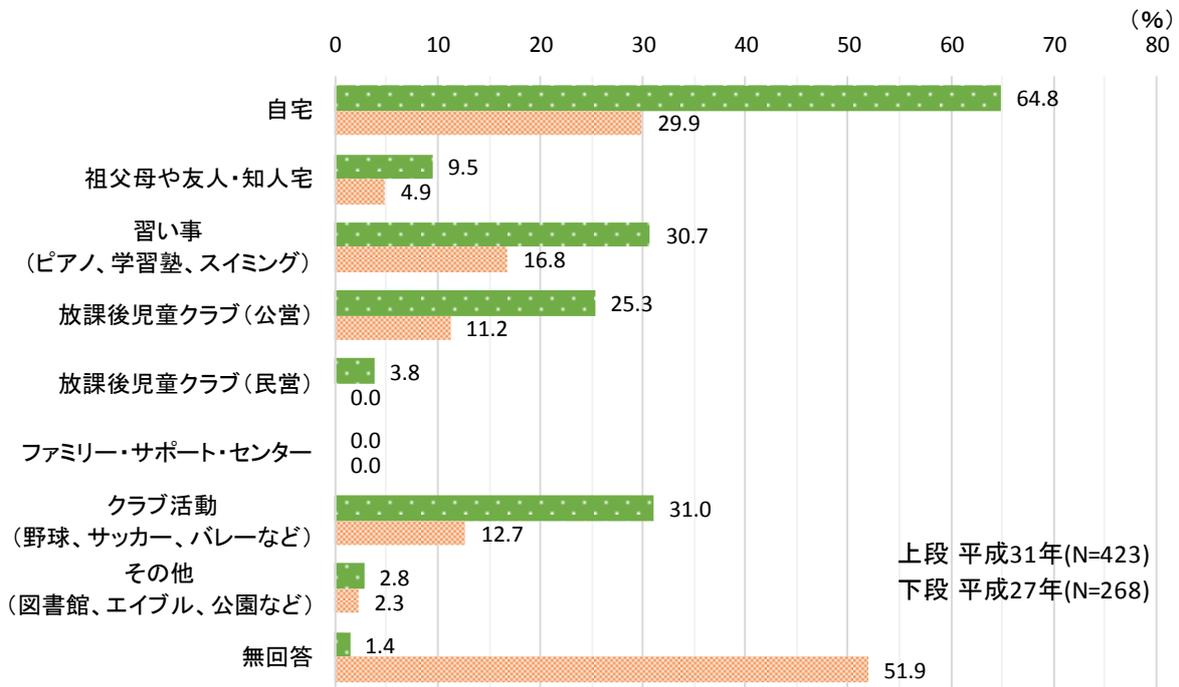


## 10.放課後児童クラブ(現在の利用状況)について

### ◆ 放課後を過ごす場所について

小学校の放課後をどのような場所で過ごしているかについてみると、今回の調査では「自宅」が64.8%でも最も高く、次いでクラブ活動（野球、サッカー、バレー）」の31.0%、「習い事（ピアノ、学習塾、スイミング）」の30.7%の順となっており、「放課後児童クラブ（公営）」は25.3%となっています。社会体育などのクラブ活動や習い事を学ぶ児童も前回の調査と比較して増えている傾向です。

Q お子さんは、小学校の放課後（平日の小学校終了後）を、どのような場所で過ごしていますか。（あてはまるものすべてに○）

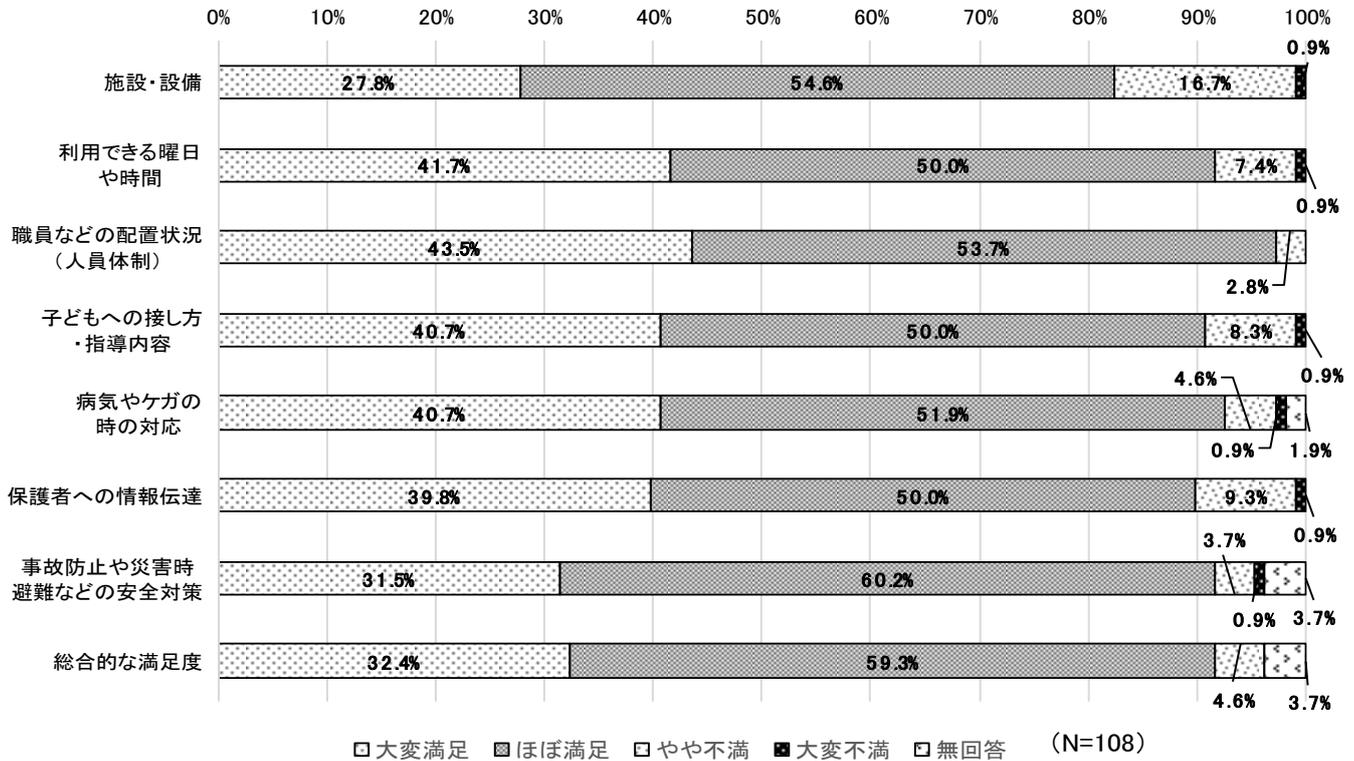


## ◆放課後児童クラブに対する満足度

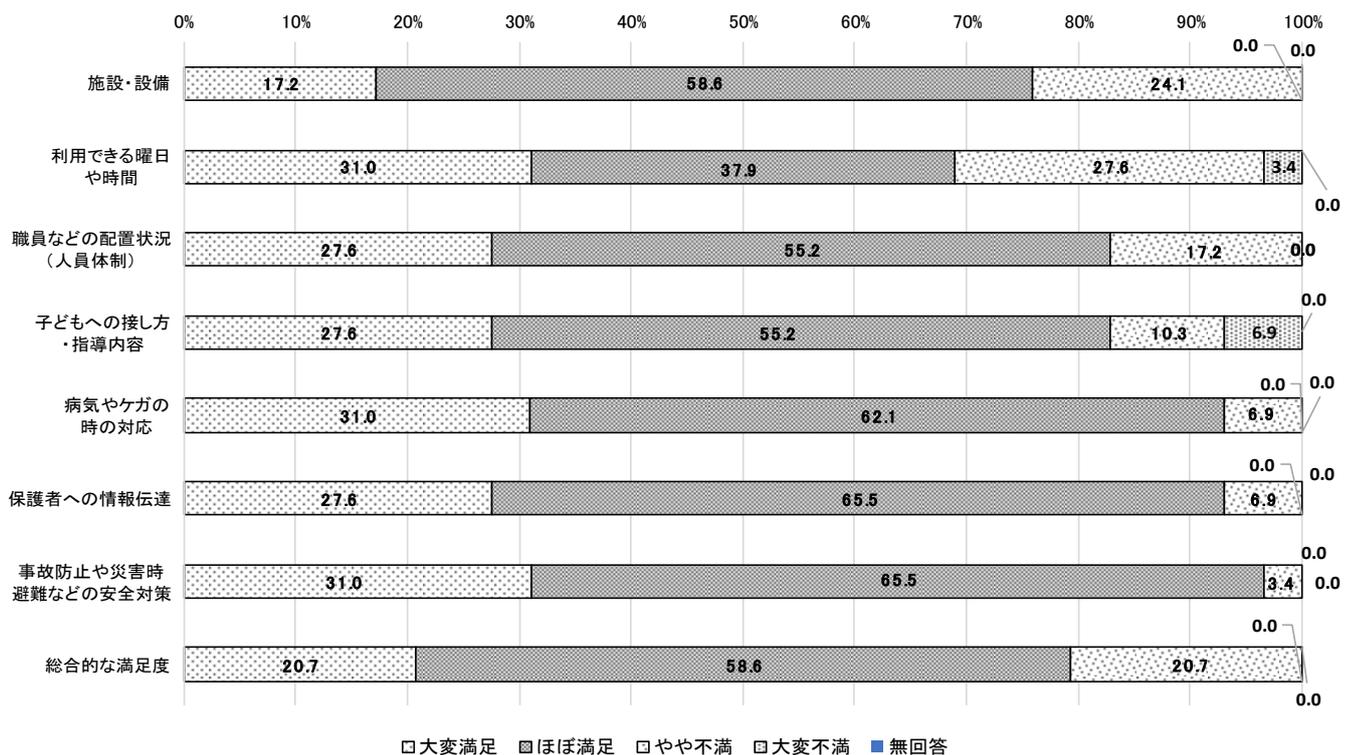
放課後児童クラブに対する満足度について、今回の調査では「大変満足」「ほぼ満足」を含めた割合が最も高かったのは「職員などの配置状況（人員体制）」（97.2%）、「病気やケガの時の対応」（92.6%）「利用できる曜日や時間」（91.7%）と9割以上の満足度となっています。総合的な満足度としては91.7%となっており、高い満足度を得ています。

Q 現在、通っている放課後児童クラブに対する満足度は？

<今回調査時>



<前回調査時>



## 5. 第一期子ども子育て支援事業計画の評価

本市では、平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの5年間の「(第一期)鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間中は「鹿島市子ども・子育て会議」において各委員からの審議を経て、各事業等の点検評価を行い、計画実現に向けて取り組んでいます。

なお平成31年度4月時点における取り組み状況は以下のとおりです。

担当課 A:計画どおり B:若干遅れている C:大幅遅れ D:未実施

主要施策の方向	評価				具体的な対応策
	A	B	C	D	
1. 子育て世代への支援	A	B	C	D	
①子育て支援サービスの充実	○				子育て支援センターの運営
②経済的支援の充実	○				各種手当や助成措置、平成31年度より高校生医療費助成拡充開始
③相談体制、情報提供の充実	○				家庭相談員の配置、子育て総合相談センター運営開始
2. 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進	A	B	C	D	
①安心して妊娠、出産できる環境の整備	○				母子健康手帳交付や妊婦健康診査受診票の交付、産前産後訪問の実施
②親子の健康の確保	○				乳児健診や1歳6ヶ月健診等での病気等の早期発見、産前産後訪問の実施
③食育の推進	○				離乳食教室(前期・後期)、幼児食教室の開催、食生活改善推進協議会による保育所等での食育教室、毎月広報紙による情報発信
3. 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備	A	B	C	D	
①学校における教育環境の整備	○				教育力の向上や社会教育の充実、赤ちゃん登校日の実施
②家庭の教育力の向上	○				家庭向けにリーフレット配布や児童が意欲を見出すような宿題を、各家庭で学習時間の目標時間の設定をして家庭内での教育向上を図る
③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	○				保健教育による啓発
4. 子育てと社会参加の両立支援	A	B	C	D	
①就業環境の整備		○			働き方改革や育休取得推進
②保育サービスの充実	○				市内各施設において児童の受皿体制の確保、延長保育や一時預かり事業の実施

③放課後児童健全育成事業	○				放課後児童クラブへの児童の受入体制確保、支援員の確保対策
④放課後子ども教室推進の充実		○			放課後や週末に児童へ安全安心な居場所提供づくり
5. 専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	A	B	C	D	
①児童虐待防止策の充実	○				虐待ケースや相談に携わる関係者へ児童虐待事例と対応等の研修会実施
②ひとり親家庭等の自立支援	○				母子父子自立支援員の設置 関係機関との連携
③障がいのある子どもへがいる家庭への支援	○				相談員の設置や障害基本計画策定をし、放課後等デイや特別支援学校への案内など 関係機関との連携
6. 安全・安心なまちづくりの推進	A	B	C	D	
①子育てを支える地域社会の形成		○			民生児童委員や母子保健推進員との連携、子育てサークルでの育児にかかる保護者間での情報交換
②子どもの安全の確保	○				幼少期から交通安全意識向上のため「交通安全フェスタ」の実施
③犯罪等の被害にあわないための環境整備	○				地域での防犯パトロール、青色パトロールの実施
④子育てを支援する生活環境の整備	○				道路のバリアフリー化、未就学児の集団移動経路の点検
合計	17	3	0	0	

教育・保育提供体制の確保状況

現在作成中

## 6. 鹿島市の子ども・子育て支援の課題

### (1) 教育・保育施設の充実

ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は、前回と今回の調査を比較するとやはり「認可保育所」が圧倒的に多くなっていました。しかし、今回の調査では平成27年度から始まった「子ども・子育て新制度（以下、新制度という）」に伴い、市内でも「認定こども園」をスタートさせた施設があったため、そちらへ移行した動きが見える結果となっています。

県内でも認定こども園の数は4年前（平成27年度）の36園から平成31年（令和元年）では約倍増の70園にまで増えています。共働き家庭の増加で保育と教育の両方のニーズが高まっていることと、地域の需要に事業者が対応していることが主な増加の要因とみられるようです。

本市においても保護者が就労を中心に多様なニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。そのため、既存の施設における設備の充実、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合うだけの人材の確保も大きな課題となっています。併せて、個々の乳幼児や児童の体質に合わせた食事等への配慮のため、設備の充実や専門の人材の確保等も課題となっています。

### (2) 地域における子ども・子育て支援の充実

●病児・病後児保育事業や一時預かり事業に対する就学前保護者のニーズは3割前後と、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズ量に見合った事業内容の充実を図る必要があります。

●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらに緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応も含め、一層の充実が必要です。国においても「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）で、孤立した育児によって虐待につながることを防ぐよう、子育て短期支援事業等の充実と受け皿の確保を図ることが求められています。

●「鹿島市子育て支援センター」については、利用者が限定されるとはいえ、前回の7.6%と比較すると今回は40.0%と大きく伸びています。今後も更なる事業のPR活動を行う必要があります。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）については、平成31年6月1日現在、放課後児童クラブの登録児童数は452名であり、平成26年度より、160名程度増加しました。これは新制度が始まり、低学年対象の受入から全学年まで受入可能となった結果であると考えます。

こうした需要と利用学年の拡充に対応し、希望するすべての児童が利用できるよう放課後児童クラブの整備推進が必要になります。また、今後のニーズへの的確な対応を図るため、保育指針に基づいた適切な児童の受け入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、発達障がい児等配慮を要する児童の増加に伴い、資格ある支援員の確保も必要です。さらには、放課後や週末に、学校や余裕教室、公民館等を活用して、子どもの安心・安全な居場所を提供し、地域で見守る等様々な受け入れ体制づくりも検討する必要があります。

●保護者が気軽に相談できる窓口としては、「鹿島市子育て支援センター」のほか、「赤ちゃん相談・2カ月児相談」、「家庭児童相談（福祉課内）」等があります。ただ、ニーズ調査結果に就学前保護者の利用経験をみると「赤ちゃん相談・2カ月児相談」は61.4%（前回51.5%）で半数を超えているものの、「家庭相談室（家庭児童相談）」は1.4%（前回0.8%）と低い割合となっています。また、妊娠前から妊婦の段階、出産から子育ての段階に生じる子育ての悩みを、気軽に相談できる環境および相互に連携する形を整えるため、相談窓口として、子育て支援センターや「鹿島市子育て総合相談センター」などの周知徹底を図ります。

●不妊治療に対する補助の周知や、多子世帯に対する経済的支援なども検討する必要があります。

●子育てに関する情報の入手方法については、主に親族や知人・友人、各種施設からとなっています（約5割～7割）が、情報化社会となっている今般、インターネットやSNSで子育てに関する情報を入手する動きが多くなってきています（約6割弱）。今後も本市ホームページやパンフレット等のほか、SNSを通じて保護者向けに最新の情報発信をしていく必要があります。

●隣近所との付き合いは希薄化しているものの、犯罪や事故を未然に防いで子どもたちを守るためには、地域での見守りや気づき等、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要となっています。

●身近な相談先や情報の入手先として、同じ立場である親同士で気軽な相談や情報交換等ができるよう、特に母親同士が集まれる場やイベント等を設ける必要があります。既に子育て支援センター内にはそういったサークルがありますが更なる周知が求められます。

●併せて、個々の活動だけではなく市、民生委員、小中学校や幼稚園・保育所等、PTA・育友会、家庭など関係機関でスムーズな連携を取り、市全体で子どもたちを支援することが求められています。

### (3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

●児童虐待防止対策の取り組みである「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童虐待防止研修会開催）」「乳児家庭全戸訪問事業」等は大変重要です。また「児童虐待」については身近な社会問題として捉えられており、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。

●社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、施設整備や人材確保等の面で充実を図る必要があります。



●ひとり親家庭等については、「児童扶養手当支給」「ひとり親家庭等の医療費助成」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。

●障がい児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見を目的とした健診の実施、発達障がい児の早期治療を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

### (4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

●就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親利用48.4%（前回30.7%）、父親利用1.9%（前回0.4%）と、母親の利用経験者は約5割弱となっています。ただ、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。

●子育てをしながら就労する人の増加に伴い、各企業に対して、子育てをしながらでも働きやすい環境づくりの要請や、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取り組みが求められています。また、女性の社会進出に伴って、認定こども園や保育所等を利用する保護者が増える傾向であり、施設内で保育される子どもの健全育成のためにも、「ワーク・ライフ・バランス」の実現により、家庭において、親子の時間をしっかりと確保することも重要となっています。

●家庭での教育力向上のため、また、父親の育児参加を推進するために、各イベントや講座を設け、保護者自身の質の向上を目指す支援についても充実を図る必要があります。

#### (5) 安全・安心な子育て環境の充実

●安全・安心な子育て環境において、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取り組みであり、現在、実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、新入学児童を対象とした「交通安全フェスタIN鹿島」など、歩行者にやさしい交通環境の整備など事業の充実を図る必要があります。

#### (6) 青少年の健全育成の充実

●本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっています。今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。





## 第Ⅲ部

鹿島市子ども・子育て支援の基本的考え方

## 1. 基本理念

第一期計画時にも掲げていた国の「基本指針（下記参照）」における「子ども・子育て支援の意義」や「鹿島市次世代育成支援対策後期行動計画」、また第一期計画の取り組みを更に発展させるものとして後継的な計画の位置付けをもつことから、基本理念を踏襲することとし、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

### 【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

以下は、国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理しました。

- ◆本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提、その上で、親が本市で子どもを生き育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点
- ◆家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点 等々

# 基本理念

～あの子もこの子も鹿島の未来～

明るく元気に育ち、生きる力あふれる うるおいのあるまち 鹿島

## 2. 基本目標

基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のように設定します。

### 基本目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下を防止する。
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域全体で子どもの健全な成長を支援する。
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくり
- ◆切れ目のない子育て支援の充実※

※P●を参照ください。

### 基本目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切である。
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくり

### 基本目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的にかかわれる環境整備

### 3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

#### 家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また、家庭においては、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションの時間を大切に、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

#### 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営む上で重要な場であり、子どもは地域とのかかわりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

#### 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選べるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

#### 行政の役割

行政は、子育て支援として保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国・県・保健所・児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

## 4. 主要施策の方向

基本的には第一期計画を踏襲した方向性を示していますが、その計画時には無かった新規事業を加味しながら今後のあり方を具体的に示します。

### (1) 子育て世代への支援

#### ①子育て支援サービスの充実【福祉課】

本市では、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談事業や情報提供のほか、講習会・イベント等を実施し、子育て支援のさらなる充実を目指しています。また、ファミリー・サポート・センター事業では、子育ての援助をしたい人、必要とする人を会員として組織し、会員間相互で子育ての援助を行う体制づくりの支援を行っています。

今後とも、子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置付け、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、様々な子育て支援の活動を継続し、併せて高齢者等も含めた多世代間の交流の場づくりを推進します。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動や母子保健推進員活動等を通じて、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

#### ②経済的支援の充実【福祉課】【保険健康課】【商工観光課】

本市では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費助成をはじめ、令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」※など各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、生まれる前からの支援として、少子化対策の一環でもある不妊治療に関わる費用の一部助成や妊婦健康診査費用の一部助成の継続や多子世帯への経済的支援等の充実に努めます。子どもを生み育てられる経済基盤としての就業の場の確保は、次世代育成支援に関わらず、市としての重要課題であることから、地場企業の育成、企業誘致の促進等、継続して就業の場の確保に努めていきます。

※●●参照

#### ③相談体制、情報提供の充実【福祉課】【保険健康課】

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行等により、身近で気軽に相談できる相手が少なく、子育てへの不安感・孤立感が増加しつつあることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊娠期は、出産後の生活スタイルが具体的にイメージできず、子育て支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児に対して不安感を抱えていることがあります。このような悩みを軽減できるよう、出産前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を図り、産後スムーズに子どもと一緒に生活を始めることができるよう支援に努めます。

さらに、既存のパンフレット等による情報提供や子育てメルマガの配信のほか、スマートフォン等携帯端末を活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPRを可能にするための手法を検討していきます。

#### ④子育て総合相談センターの設置【保険健康課】※●●参照

平成31年4月に鹿島市保健センター内に妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口である「子育て総合相談センター」を開設しました。

妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。

## (2) 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進

### ①安心して妊娠、出産できる環境の整備【保険健康課】

健やかな子どもの成長と、母親が安心して子育てができる環境整備のために、保健師や助産師、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦健康診査受診票（補助券）の交付や訪問等により、妊娠期の健康の保持に努め、妊婦・母親や育児に不安感を覚える母親に対する支援を行います。

### ②親子の健康の確保【保険健康課】

子どもを生子、健やかに安心して育てるため、そして生涯にわたる健康維持のために、母子保健・妊娠期から幼児期を通じた親子の健康の確保は欠かせないものです。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣を確立するための健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、乳児健診、1歳6か月および3歳児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見とともに、安心して子育てできるよう、広域的視点からの小児医療体制の充実等に努めます。



### ③食育の推進【保険健康課】

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけでなく、規則正しい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。また、食事の時間は、家族間の交流のためにも大切な時間です。そのことを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、母性の健康の確保を図るためにも、妊産婦等を対象に食に関する情報の提供に努めます。

### (3) 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備

#### ①学校における教育環境の整備【教育総務課】【生涯学習課】

子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育成するために、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視していきます。

さらに、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう、乳幼児とふれあう機会の提供や社会的自立・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を育てることを目指した「キャリア教育」の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題等に対応するために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを各学校に配置し、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化し、子どもの心の問題に寄り添った対応をしていきます。

さらに、子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図ります。

学校評議員制度や学校評価を活用し、地域の意見や知恵を教育方針に反映させ、地域に開かれたコミュニティスクール活動の推進を図ります。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進め、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

#### ②家庭の教育力の向上【福祉課】【教育総務課】【生涯学習課】

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。家庭は、子どもの成長の基盤であり、すべての教育の基礎となります。基本的な生活習慣をはじめ、親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

また、家庭学習の習慣化に向けた学習指導の工夫を行い、主体的に学習に取り組む態度の育成を図ります。

### ③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策【教育総務課】【保険健康課】

パソコンやスマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は、一層複雑化しています。「鹿島市小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」に基づき、情報化社会におけるインターネットの適正な利用に向けて、長時間の利用、不用意な個人情報の流出を防ぐための学習の機会の充実を図ります。スマートフォン等の長時間使用による生活リズムの乱れ、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を持ち、適切な対応を取れるような知識の形成と子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めできる環境づくりに努めます。

また、丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促し、性に対する正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。

## (4) 子育てと社会参加の両立支援

### ①就業環境の整備【人権・同和対策課】

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取り組みが、子育て支援策の柱として求められています。

そのため、職場優先の意識を解消し、働き方の見直しを進めて、家族との時間を確保できるような職場環境づくりに継続して取り組みます。

そのことを踏まえ、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けて、企業を含めた関係機関での取り組みを継続して進めます。

### ②保育サービスの充実【福祉課】

就労形態の多様化等、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かり保育等に対する保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取り組みに従い、内容の充実に努めます。

また、幼児・児童の食物アレルギーに対応するため、設備充実や専門的な人材の確保（研修機会の情報提供）などを検討します。

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実【福祉課】

本市では、保護者が日中就労等のため自宅にいない家庭の小学生を、授業の終了後に預かる適切な遊びと生活の場として放課後児童クラブを実施しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学前児童の待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。入部基準に基づいた適切な児童の受入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、利用児童の拡充に伴う放課後児童クラブの施設整備や支援員の確保を図ります。今後、小学校余裕教室などの活用、地域住民の団体との連携等、効果的・効率的な取り組みを検討していきます。

### ④放課後子ども教室推進事業の充実【生涯学習課】

放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に、「ヒカルの碁鹿島スクール」や「体育館開放」などの放課後子ども教室を実施します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、又は連携して実施する「新・放課後子ども総合プラン」については、関係各課、放課後児童クラブの支援員が連携して共通プログラムの企画・立案を行い、すべての児童の安全・安心な居場所の確保などの放課後対策事業に取り組んでいきます。

放課後子ども教室 現状（令和元年度現在） 30人（3か所）	⇒	放課後子ども教室 目標事業量（令和6年度） 50人（3か所）
一体型の放課後児童クラブ 現状（令和元年度現在） 0人（0か所）	⇒	一体型の放課後児童クラブ 目標事業量（令和6年度） 30人（1か所）

### （5）専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

#### ①児童虐待防止策の充実【福祉課】

報道が伝える児童虐待は、全国的に増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携により、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等、きめ細やかな対応を一層充実します。

さらに、社会的養護については、里親による家庭的養育や養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアにも配慮していくように努めます。

## ②ひとり親家庭等の自立支援【福祉課】

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多く、日常生活において様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

## ③障がいのある子どもがいる家庭への支援【福祉課】【保険健康課】【教育総務課】

ノーマライゼーションの理念のもと、社会全体で障がい児を温かく見守りながら社会生活を共にするために、障がい児の健全な発達を支援し、「鹿島市障害福祉計画」に基づく居宅介護、短期入所、児童発達支援等のサービス等の充実に努め、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

障がいのある児童生徒の自立と社会参加の一層の促進を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実と、就学前から学校卒業まで一貫した支援の充実を図ります。

## (6) 安全・安心なまちづくりの推進

### ①子育てを支える地域社会の形成【福祉課】

家族とのふれあいや交流の中で身についた知識は、学校教育ではなしえないことです。昨今の社会構造の変化に伴い、地域を含め、人とのふれあいの機会が減っている子どもたちに、基本的な生活習慣を伝えていくための取り組みが必要となっています。

そのために、子どもにかかわるボランティアや関係団体等の人材の養成を図り、子どもへのさまざまな体験活動等の充実させるため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

特に、学校教育においても地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請し、地域とともにある学校づくりに努めます。

## ②子どもの安全の確保【総務課】【教育総務課】

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが基本であり、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

## ③犯罪等の被害にあわないための環境の整備【総務課】【教育総務課】

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、また年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとっては大きな不安要因のひとつとなっています。

登下校時における子どもの安全の確保と、子どもを犯罪等から守るための地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに継続して努めます。

## ④子育てを支援する生活環境の整備【都市建設課】

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、狭い道路や歩道がなく、安全な道路環境とはいええない箇所もあります。安全性の確保やまちづくりの観点に立って、道路を新設または改良する際には、バリアフリー化など歩行者にやさしい道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園の遊具等の適切な管理を図ります。

さらに、安心して子どもを生み育てられるように、新婚・子育て世帯向けの定住促進住宅を供給し、より良い親子関係の形成と子どもの育ちを支援します。



## トピックス①

### 【切れ目のない子育て支援の充実】

本市では平成31年4月より「鹿島市子育て総合相談センター」を開設しました。

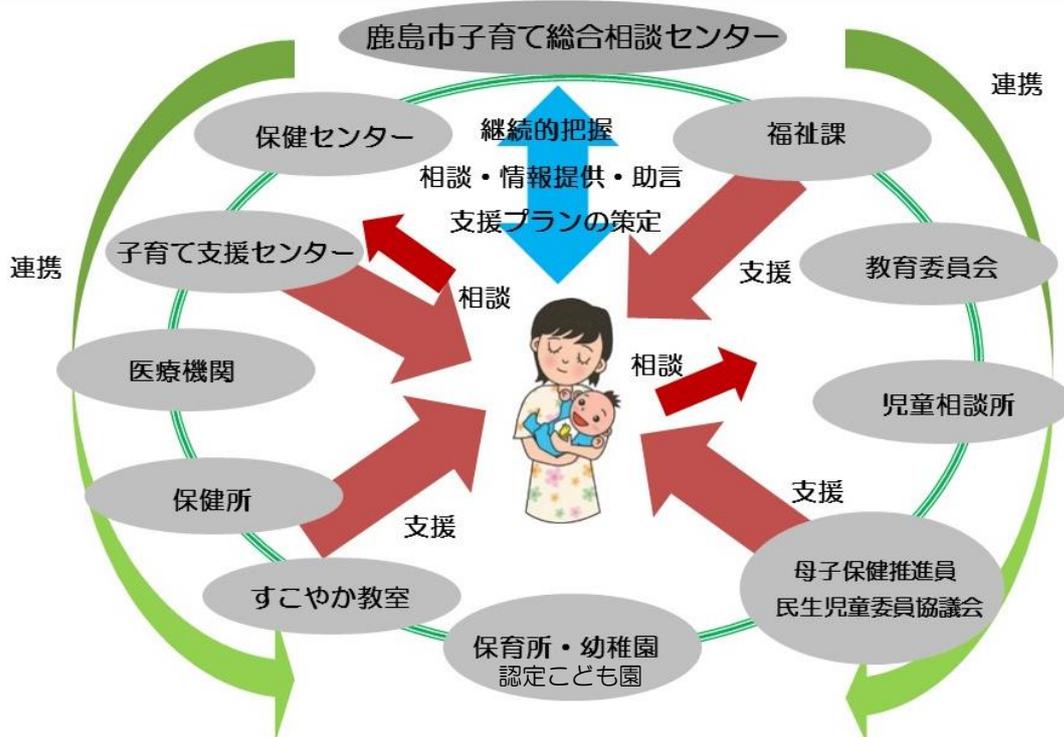
当センターは子育てに関する総合的な相談窓口として、妊娠・出産・育児に関する各種相談を行うとともに、必要に応じて「支援プランの策定」や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連携・連絡調整を行います。

また、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する「包括的な支援」に繋げていきます。これにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの「切れ目ない支援体制」を強化し、子育てにやさしいまちの実現を目指していきます。

#### ◆子育て総合相談センターの業務◆

- 妊娠届出時の面談をより充実させ、支援の必要性を分析し、課題を把握。
- 妊娠から出産まで、切れ目なく支援を行うため、妊婦台帳の作成、支援を要する家族（要支援者）への支援プランの作成。
- 妊娠・出産・子育て期に、特別な支援を要する妊産婦および乳幼児等への個別支援体制の強化（産前・産後サポート事業等の実施）。
- 医療、福祉、子育て支援等の関係機関との連携強化。

## 鹿島市子育て総合相談センター イメージ図



## トピックス②

### 【幼児教育・保育の無償化について】

#### ◆ はじめに ◆

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるもので、本市でも消費税率引上げ時の令和元年10月より実施されています。

#### ◆ 経 過 ◆

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「幼児教育・保育の無償化」の方針が示され、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）により無償化の具体的な内容をふまえ、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」は令和元年5月10日可決成立しました。

本市においても国の動向を注視しながら、情報をいち早くキャッチし、市内教育・保育施設の事業者や保護者へ本制度の事業説明を行ってきたところです。

#### ◆ 内 容 ◆

①保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育等を利用する3歳から5歳の全ての子ども利用料、および0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が令和元年10月より無償化へ

- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ・ただし、通園送迎費や食材料費、教材費などはこれまでどおり保護者の負担であり延長保育は無償化の対象外となります。
- ・保育所、認定こども園、幼稚園に加え、地域型保育や認可外保育施設、障害児通園施設なども同様に無料になります。

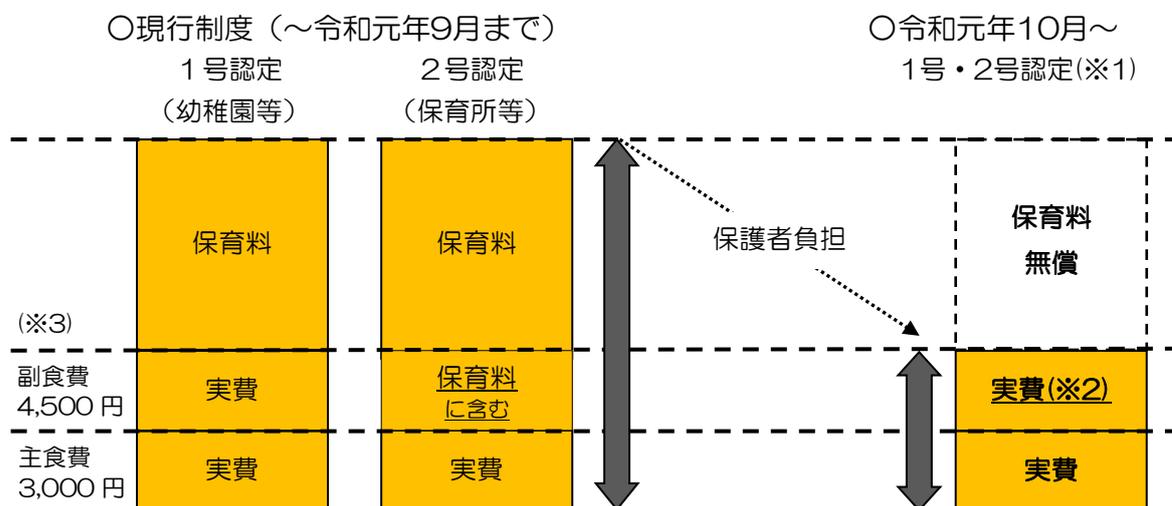


## ②給食費の取扱い変更について

保育所利用の方：給食費については副食費（おかず代）は保育所へ納付となります。

幼稚園利用の方：引き続き、主食費、副食費は園へ納付となります。

### <無償化に伴う負担方法の変更、免除対象者のイメージ>



※1…3号認定は現行どおり（主食費、副食費ともに保育料に含む。）

※2…（1号）所得割合算額 77,101 円未満は、副食費免除

（2号）所得割合算額 57,700 円未満。但しひとり親又は障がい者世帯は 77,101 円未満は、副食費免除

※3…主食費・副食費の額は、現在保育料に含まれている国の基準額（月額）

・令和元年9月までの給食費の取扱いについては、市内の保育所や教育部門での幼稚園でも給食費の徴収が異なっており、まず保育所における0～2歳児は全て（保護者が支払う）保育料に含まれています。ただ、3～5歳児においてはご飯やパンなどの主食費は実費徴収であり、おかずなどの副食費は保育料に含まれています。教育部門の幼稚園では全て実費で徴収がなされています。

国の方では、もし保育所の給食費だけを全て無償化にすれば幼稚園との間に不公平感が生じ、一方で両方、保育所・幼稚園を無償化にするには財源の確保が難しくなるという見解がされていた背景もあり、令和元年10月より幼児・教育無償化と併せて、保育所・幼稚園両方で実費徴収となります。

但し、低所得者、例えば年収 360 万未満相当の世帯、ひとり親世帯や障がい世帯に対して実費徴収は行いません。



### <認定区分について>

1号認定…満3歳以上の学校教育の就学前子ども

2号認定…満3歳以上の保育必要性の認定を受けた就学前子ども

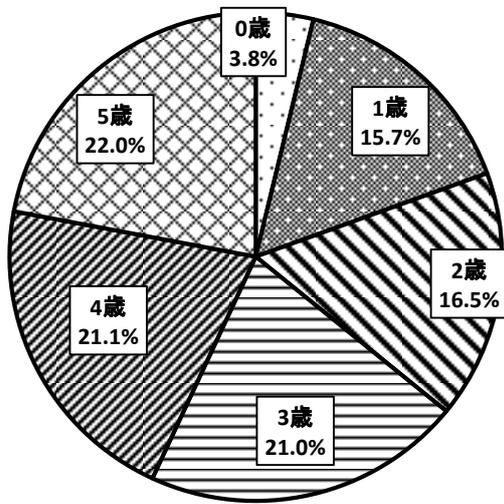
3号認定…満3歳未満の保育必要性の認定を受けた就学前子ども を言います。

【 参 考 】

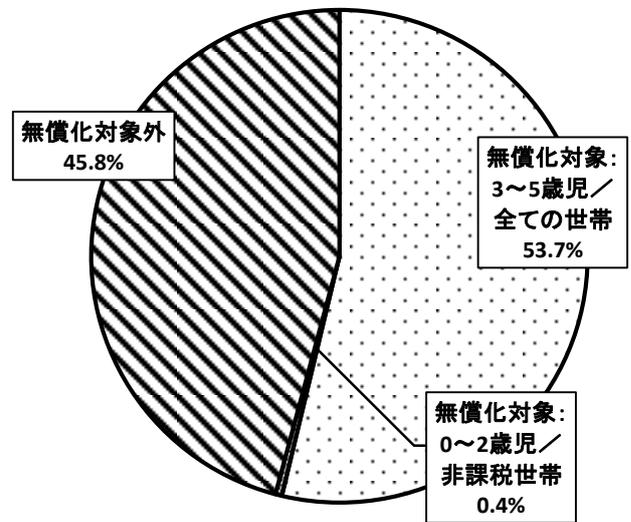
鹿島市内在住者でみる無償化対象者および対象外の内訳

本市における無償化対象者および無償化対象外の内訳は下記のとおりとなります。  
平成31年4月1日現在で見込んだところ、無償化対象者は3～5歳児で53.7%、0～2歳児で0.4%となり、無償化対象外は45.8%となっています。

市内在住の未就学児の施設利用状況  
(平成31年4月1日現在)



うち無償化対象者・対象外の内訳





# 第Ⅳ部

事業計画

## 1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所・認定こども園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
  - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか  
各事業地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
  - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「市全域」を提供区域とします。但し、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、基本は「小学校区」とします。

### ◆地域子ども・子育て支援事業別区域設定 ◆

事業の区分	設定案	区域設定の考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援・情報提供という事業の特性を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ホール・センター事業)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

## 2 教育・保育の提供体制の確保

### (1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園が多く利用されています。上述以外にも、子ども・子育て新制度には、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育事業（市が認可したうえで財政支援します。）」があり、このほか、事業者が市の認可を受けず、事業所内で行う「認可外保育施設」や「企業主導型保育」などを設置要望があれば進めていきます（下記参照）。

<地域型保育の種類> ※上記4つの保育事業は市の認可が必要です。

- 小規模保育（利用定員6～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育の提供必須）

<認可外保育について> ※市の認可は不要です。

- ◎認可外保育（保育を必要とする従業員の枠のみ）
- ◎企業主導型保育（従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能。「財団法人 児童育成協会」から助成措置があります。）

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」をニーズ調査の本市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

### ①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	（認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
1号認定	（幼稚園） <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定	（認定こども園及び保育所） <共働き家庭>	3～5歳
3号認定	（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） <共働き家庭>	0～2歳

②需要量と確保の方策 <<<※現在作成中>>>

令和2年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		111人	60人	513人	385人	203人	
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	現在作成中					人
	特定地域型保育事業※2						
	企業主導型保育施設の地域枠※3						
	合計②						人
②-①=						人	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

令和3年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		110人	59人	504人	390人	199人	
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	現在作成中					人
	特定地域型保育事業※2						
	企業主導型保育施設の地域枠※3						
	合計②						人
②-①=						人	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

令和4年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		105人	57人	486人	391人	195人	
確保 方策 ( 提供 量)	特定教育・保育施設※1	現在作成中					人
	特定地域型保育事業※2						人
	企業主導型保育施設の地域枠※3						人
	合計②						人
②-①=		人	人	人	人	人	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

令和5年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		106人	58人	495人	382人	191人	
確保 方策 ( 提供 量)	特定教育・保育施設※1	現在作成中					人
	特定地域型保育事業※2						人
	企業主導型保育施設の地域枠※3						人
	合計②						人
②-①=		人	人	人	人	人	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

令和6年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		106人	58人	495人	374人	186人	
確保 方策 ( 提供 量)	特定教育・保育施設※1	現在作成中					人
	特定地域型保育事業※2						人
	企業主導型保育施設の地域枠※3						人
	合計②						人
②-①=		人	人	人	人	人	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

## (2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能をもつ施設です。現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進を図ります。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため、子どもの送迎や保護者の通勤にも配慮し、適正に配置します。

## (3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員（保育士や保育教諭など）が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝え、教員が子どもの特性を適切に把握した上で引き継ぎ、就学後の教育に活かすことができるシステムの構築を図ります。

今後も引き続き、市内幼保小連絡協議会を開催し、幼保小連携教育の強化・充実に努めていきます。

## (4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に幼稚園、保育所、認定こども園等の整備を行っていきます。

特に、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時においては、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する保護者については、円滑に利用できるよう環境整備を行ったところであり、今後も実施してまいります。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

地域子ども子育て支援事業	対象年齢	担当部署
①利用者支援事業 (1)特定型 (2)母子保健型	0歳～小学6年生	(1)福祉課、子育て支援センター (2)保険健康課
②地域子育て支援拠点事業	0～2歳	福祉課、子育て支援センター
③妊婦健康診査	妊婦	保険健康課
④乳児家庭全戸訪問事業	0歳児	保険健康課
⑤養育支援訪問事業	0～18歳	福祉課、子育て支援センター
⑥子育て短期支援事業	0～18歳	福祉課
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0歳～小学6年生	福祉課、子育て支援センター
⑧一時預かり事業 (1)幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (2)保育所における一時預かり	(1) 1～5歳 (2) 0～5歳	福祉課
⑨延長保育事業	0～5歳	福祉課
⑩病児・病後児保育事業	0歳～小学6年生	福祉課
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～6年生	福祉課
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳	-----
⑬様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業		-----

※上記⑫、⑬の事業は鹿島市で行う予定はありません。

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、本市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

### ①-(1)利用者支援事業・特定型（子育て支援センター）

#### 事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等をするとともに、関係機関との連絡調整等を図る事業です。



#### 需要量と確保の方策

単位：（設置）か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

#### 提供体制と確保の考え方

- 市全域を対象として鹿島市子育て支援センターに利用者支援専門員を配置します。
- 行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

### ①-(2)利用者支援事業・母子保健型（子育て総合相談センター）

#### 事業概要

子育てに関する総合的な相談窓口として、妊娠・出産・育児に関する各種相談を行うとともに、必要に応じて「支援プランの策定」や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連携・連絡調整を行うコーディネートの役割を担います。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目ない支援を行います。

#### 需要量と確保の方策

単位：（設置）か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

#### 提供体制と確保の考え方

- 市全域を対象として本市保健センター内に専門職を配置し、量の見込みを確保します。
- 妊娠届出等の機会に得られた情報を基に必要なに応じて、継続的に支援を行います。
- 要支援者の会議等を通してソフト面の強化を図ります。

## ②地域子育て支援拠点事業

### 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流の場を行う場所として開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。



### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17,709	17,741	17,644	17,271	16,915
②確保方策	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
②－①＝	8,884	8,860	8,932	9,208	9,472

### 提供体制と確保の考え方

○確保の内容については、1日あたりの利用可能組数（約20組）×施設数（1か所）×年間開所日数（250日）を設定しており、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。

○引き続き各種イベント等を通じて、事業実施の周知に努めます。

○親子の遊び場や交流の場、相談の場として子育てにかかる不安や悩みに寄り添い、子育て情報提供、子育ての知識を身につけるための育児講座など保護者のニーズにあった内容の事業を実施します。

## ③妊婦健康診査

### 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「計測」「保健指導」を実施するとともに、定期的に必要に応じた医学的検査を実施します。



### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ受診者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	400	400	400	400	400
②確保方策	400	400	400	400	400
②－①＝	0	0	0	0	0

### 提供体制と確保の考え方

○今後も現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保します。

○広報や市ホームページなどを通して事業の周知に努めます。

○本事業で要支援者として確認することがあれば、子育て総合相談センターへ繋がります。

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

##### 事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。



##### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ訪問者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	330	330	330	330	330
②確保方策	330	330	330	330	330
②－①＝	0	0	0	0	0

##### 提供体制と確保の考え方

- 今後も現状の受診しやすい体制を継続し、量の見込みは確保できる見込みです。
- 広報や市ホームページなどを通して事業の周知に努めます。
- 対象者の希望に沿った時期の訪問に努めます。
- 本事業で要支援者として確認することがあれば、子育て総合相談センターへ繋がります。

#### ⑤養育支援訪問事業

##### 事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。



##### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ訪問者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
②－①＝	0	0	0	0	0

##### 提供体制と確保の考え方

- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みは確保できる見込みです。
- 家庭的状況に応じて計画的かつ継続的に支援をしていきます。
- 本事業で要支援者として確認することがあれば、子育て総合相談センターへ繋がります。

## ◎子育て短期支援事業

### 事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。



### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
ショートステイ	0	0	0	0	0
トワイライト	0	0	0	0	0
②確保方策	20	20	20	20	20
ショートステイ	5	5	5	5	5
トワイライト	15	15	15	15	15
②－①＝	20	20	20	20	20

### 提供体制と確保の考え方

- 他市町に受入体制（1ヶ所）があります。現状を維持することにより、供給確保を継続します。
- 保護者の育児疲れや育児不安など、孤立した育児によって虐待事案に繋がらないよう、本事業の周知ならびに実施施設と更なる連携を図り、提供体制を確保します。



## ⑦子育て援助活動支援事業

### 事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ利用者数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	依頼会員	60	70	80	90	100
	援助会員	50	55	60	65	70
②確保方策	依頼会員	60	70	80	90	100
	援助会員	50	55	60	65	70
②-①=	依頼会員	0	0	0	0	0
	援助会員	0	0	0	0	0

### 提供体制と確保の考え方

- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 依頼・援助会員の確保ならびに養成講座のため、事業の広報・周知拡大に努めます。
- 支援を必要としている人が円滑に利用できるよう、事業の周知を進め、利用しやすい方策を検討します。

## ⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

### 事業概要

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、一時的に保育ができなくなった保護者に代わって希望者を教育（保育）する事業です。

### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ利用者数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,530	1,503	1,450	1,478	1,475
②確保方策		現在作成中				
②-①=						

### 提供体制と確保の考え方

- 在園児対象の事業のため、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 利用者のニーズを的確に把握し、預かり保育体制の充実を図ります。

### ⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定

#### 事業概要

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに共働きなどにより保育ができない保護者に代わって常態的に希望者を教育（保育）する事業です。

#### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16,467	16,177	15,620	15,910	15,887
②確保方策	現在作成中				
②-①=					

#### 提供体制と確保の考え方

○在園児対象の事業のため、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。

○利用者のニーズを的確に把握し、預かり保育体制の充実を図ります。



### ⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

#### 事業概要

保護者が病気や短期労働、社会文化活動への参加、また育児に伴う心理的・肉体的負担の解消など、一時的に保育が困難になった場合に保護者に代わって子どもを8時～17時まで保育所等で保育する事業です。

#### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,279	8,220	8,069	8,035	7,932
②確保方策	現在作成中				
②-①=					

#### 提供体制と確保の考え方

○確保の内容は、市内認可保育所が14か所（●●●園10人×250日、●●●園6人×300日、●●保育園3人×300日）、認定こども園（明朗幼稚園●●人×300日）におけるそれぞれの受け入れ人数×開所日数を設定しており、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。

## ⑨延長保育事業（時間外保育事業）

### 事業概要

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもを認定こども園や認可保育所等の通常開所時間11時間を越えて保育を行います。

### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	234	231	226	226	224
②確保方策	643	643	643	643	643
②－①＝	409	412	417	417	419

### 提供体制と確保の考え方

- 在園児対象の事業のため、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 認可施設で適切な職員配置に努め、実施体制を確保します。

## ⑩病児・病後児保育事業

### 事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを医療機関等の専用施設で一時的に預かり看護及び保育を行います。



### 需要量と確保の方策

単位：人（述べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,717	1,702	1,666	1,665	1,647
②確保方策	50	50	50	50	50
②－①＝	△1,667	△1,652	△1,616	△1,615	△1,597

### 提供体制と確保の考え方

- 現在、他市町において受入体制（事前登録制）があります。今後も一定程度の需要量の見込みがあることから、引き続き受入体制の確保を図ります。

## ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭でみるできない小学生を預かり遊びや生活支援を通して児童の安全確保や健全育成を図る事を目的とした事業です。

市内の各小学校で事業を実施します。



### 需要量と確保の方策

#### 鹿島小学校区

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	89	88	92	87	86
1年生	23	22	25	16	22
2年生	20	25	27	30	19
3年生	17	12	17	16	19
4年生	17	16	11	16	15
5年生	10	11	10	7	10
6年生	2	2	2	2	1
②確保方策	105	105	105	105	105
②－①＝	16	17	13	18	19

#### 明倫小学校区

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	137	130	127	119	120
1年生	44	42	42	39	43
2年生	43	37	36	35	33
3年生	28	32	28	26	26
4年生	16	13	15	13	12
5年生	3	3	3	3	3
6年生	3	3	3	3	3
②確保方策	135	145	145	145	145
②－①＝	△2	15	18	26	25

### 浜小学校区

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	49	41	46	46	46
1年生	16	12	14	15	14
2年生	14	11	13	14	15
3年生	11	10	12	9	10
4年生	6	6	5	6	5
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	60	60	60	60	60
②－①＝	11	19	14	14	14

### 古枝小学校区

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	70	72	65	61	57
1年生	21	20	13	15	14
2年生	19	23	21	14	16
3年生	19	16	19	18	12
4年生	8	11	9	11	11
5年生	1	1	2	2	2
6年生	2	1	1	1	2
②確保方策	70	70	70	70	70
②－①＝	0	△2	5	9	13

### 北鹿島小学校区

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	52	57	60	72	64
1年生	15	26	23	29	21
2年生	18	13	21	19	24
3年生	11	15	11	18	16
4年生	4	1	1	1	1
5年生	3	1	3	4	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	70	70	70	70	70
②－①＝	18	13	10	△2	4

**能古見小学校区**

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	40	40	41	35	39
1年生	12	10	15	9	11
2年生	13	16	7	9	6
3年生	9	8	13	11	16
4年生	2	2	2	2	2
5年生	2	3	3	3	3
6年生	2	1	1	1	1
②確保方策	39	39	39	39	39
②－①＝	△1	△1	△2	4	0

**七浦小学校区**

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	21	18	13	17	15
1年生	5	2	5	4	3
2年生	9	10	4	9	8
3年生	3	2	2	1	1
4年生	2	2	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	39	39	39	39	39
②－①＝	18	21	25	22	24

**七浦小学校(音成分校区)**

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	9	8	7	7	7
1年生	4	4	4	3	4
2年生	5	4	3	4	3
3年生	-	-	-	-	-
4年生	-	-	-	-	-
5年生	-	-	-	-	-
6年生	-	-	-	-	-
②確保方策	15	15	15	15	15
②－①＝	6	7	8	8	8

### 提供体制と確保の考え方

- 確保の内容は、クラブごとに、施設の面積要件や1クラスあたりの人数（40人以内）により設定しています。
- 低学年児童は、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 放課後児童クラブの対象児童は、小学1年生～6年生までとなります。ただし、高学年児童の利用については、当面、3年生までの児童を優先的に受け入れることとし、4～6年生の児童については、実施場所の確保や利用状況をみながら、受け入れを拡大していくことを想定しています。
- 支援員に対して、児童健全育成に必要な知識や技術に関する研修、支援員相互の連絡調整を行い定期的な会議を実施しながら、資質の向上を図ります。
- 教育委員会と連携し、子どもの安全・安心な居場所として小学校の余裕教室等を利用した「一体的」な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を進めます。令和6年度までに1箇所程度を整備することを目指します。



### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

### 提供体制と確保の考え方

当面の実施予定はありませんが、ニーズが生じれば検討します。

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

### 提供体制と確保の考え方

当面の実施予定はありませんが、ニーズが生じれば検討します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

### ①利用者支援事業

市全域を対象として「鹿島市子育て支援センター」に利用者支援専門員を配置し、情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行っていきます。また、保健センターにおいて「鹿島市子育て総合相談センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまで、育児への不安を取り除くためにも、切れ目の無い支援を行っていきます。

### ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本事業については引き続き、子育てに関する相談業務や保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う子育てひろばの運営を行っていきます。また、親子で楽しめるイベントとして「ひろばのつどい」に取り組み、幼児期における子どもの心身の健やかな発達への支援に努めます。少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの活動の支援のほか、関係各課との連携により親子のふれあいの場の創出に努めます。将来的には、子育てに関する様々な事業を、この「ひろばのつどい」を核として情報発信していきます。

### ③妊婦健康診査

妊婦健康診査については、安心して出産を迎えるため、母子保健の観点から最も重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの引き続きの支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取り組みを推進していきます。

### ④乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後も子育てに関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。



## ⑤養育支援訪問事業

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後も保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、保健、医療、福祉の行政機関、教育委員会等の関係機関・団体等で構成する「要保護児童対策地域協議会要保護児童部会」で情報共有し、養育に関する必要な支援の検討を行います。

## ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）

本事業は、他市町に受入体制があり、保護者等からの要望に応じて受入を行っています。保護者の多様な利用目的にも有用な支援サービスとして周知を図るとともに、児童虐待相談等を通じた保護者の育児疲れによる利用見込みを想定し、緊急的な一時利用やDV（ドメスティック・バイオレンス）により経済的に困窮している保護者への早急な対応を図ります。

## ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、外出時等の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う事業です。未だ本事業の趣旨が浸透していないのもあり、思うような利用実績が伸びていないことから、今後も事業実施の周知を図ります。また市内のサポーター（登録会員）の更なる確保を目指し、必要不可欠なノウハウを身に付けてもらうための養成講座の開催、サポーター間の情報交換会など質の向上を図ります。

## ⑧一時預かり事業

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後も継続して保育が必要な保護者や、緊急時の預かりを必要とする保護者もいることから、引続き量の確保とともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

## ⑨延長保育事業（時間外保育）

本事業における第一次計画値と実績値を鑑みたところ、実績については右肩下がりとなりました。本市としては、第一次計画とともに平成27年度から始まった「子ども・子育て新制度」が就労者・雇用主に対して浸透し、制度に沿った就労形態に移行しつつあるのではと推測しています。しかしながら、就労業種によっては時間延長の可能性やシフトの変動も考えられることから、今後も事業者と調整を図り適切な人員配置、保育士の勤務体系の確保のもと、延長保育事業の対応を図っていきます。

## ⑩病児・病後児保育事業

本市では、現在病児・病後児施設を開設しているところはありませんが、他市町で受け入れ体制があります。今後も一定程度の需要量の見込みがあることから、引き続き受入体制の確保を図っていきます。

## ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、児童の自主性、社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的としています。

本事業の実施にあたっては、児童一人ひとりの特性や環境に十分配慮するとともに、学校等との関係機関と密に連携しながら支援を行います。特に、特別な支援を要する児童の環境整備については、専門的な知識や技能を有する人材の確保等を検討します。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に在園する子どもの給食費（副食費に限る）は、本事業の補足給付により保護者の負担を免除することとなりました。

現在、本市内に新制度未移行幼稚園はなく、市外の当該施設を利用している児童もいないため本事業の実施予定はありませんが、今後利用者がいれば、事業者とも連携を図りながら給付事業を行っていきます。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け、事業者が採算性を確保し、経営の安定性を維持することも重要です。本事業は、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施することになり、今後必要があれば本事業の取り組みの検討を行っていきます。



## 4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

### (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本市においては、要保護者等対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、必要な場合には児童相談所へ早急に支援を求めるなど、関係機関との連携強化に取り組みます。

#### ①相談体制の整備や関係機関との連携強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携および情報収集・共有により支援を行う要保護者等対策地域協議会の取り組みの強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の関係各課のほか、児童相談所、保健所、民生児童委員、保育所、学校、教育委員会、警察、医療機関等、幅広い関係者が参加し、ネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応の実現のため、専門性を有する職員の配置や、講習会等への参加を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

#### ②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健診や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

#### ③社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたり、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用に努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里

親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子・父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

## (3) 障がい児に対する施策の充実

障がいのある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障がい児に対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

本市では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健康診断等を継続して推進します。

現在、市心身障害児通園施設「すこやか教室」で、就学前の心身障がい児を対象とした療育を通して、集団活動への適応や保護者への助言を行っています。心身の成長や発達に遅れに心配のある就学前の児童に対し、通園による療育を通して障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりに適切な支援等を充実させることにより、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援を行うことで子どもやその保護者に安心感のあるサポートを行います。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報の周知を広げるほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設あるいは地域型保育事業等は、関係機関との連携を図り、障がい児の受入れを推進します。

## 5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

### (1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

子どもを生み育てやすい環境を推進するためには、子育て世代を社会全体で支える環境整備に取り組む必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ、国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、子どもを生み育てやすく、働きやすい職場の環境づくりのため、仕事と生活のバランスがとれた働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に連携し、育児休業取得や短時間勤務等の柔軟な働き方がしやすい環境整備の促進等を図ります。

### (2) 事業主の取組の促進

仕事と生活のバランスがとれた働き方の見直しや、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業をホームページや広報へ掲載して紹介する等、仕事と生活の調和を目指している企業への社会的評価の促進に努めるとともに、再就職しやすい環境づくりにも積極的に取り組む企業への支援等について、市独自の取組も含め検討します。

### (3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

ホームページや広報、様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

子育てに関する理解の促進等の周知を広げ、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。また前掲でニーズ調査の結果（アンケート結果）を公表しているように、父親の就労形態は圧倒的にフルタイム勤務が多い中、育児休暇の取得の動きがあります。父親も積極的に子育てに参加できるようなイベントや講座の開催を計画するとともに、子育てに参加できる働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進や緊急時の休暇の取得等、職場や地域社会全体への意識啓発を推進します。

## 6. 計画の推進体制

### (1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、円滑な事務の実施を含め市内の関係各課間の密接な連携を図るとともに、国・県との間においても、必要な情報を共有し、相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町とも連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園及び保育所、認定こども園は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

また、小学校就学後は、就学前に保育を利用する子どもが円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

### (2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「鹿島市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係わる費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、この結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。



# 第V部

資料編

## 1 用語解説

### 【か】

#### ●家庭的保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業

#### ●確認

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めたくうえで給付の対象となることを確認すること

### 【き】

#### ●企業主導型保育事業

事業主拠出金（政府が子育て支援策を進めるため徴収している企業の負担金）を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設。働き方に応じた多様で柔軟な保育サービス（延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用も可能）の提供ができ、複数の企業が共同で設置することができる。また、従業員の子どものみならず、地域住民の子どもの受け入れもできる。財団法人児童育成協会より助成措置がある。

#### ●居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

#### ●教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所を言う。

### 【こ】

#### ●子育て世代包括支援センター（鹿島市子育て総合相談センター）

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが専門的見地から妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する事業。

## 【し】

### ●施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付

### ●小規模保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員6人以上19人以下で保育を行う事業

### ●事業所内保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

## 【ち】

### ●地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業

### ●地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付

## 【と】

### ●特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業を言う。

### ●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

## 【の】

### ●ノーマライゼーション

障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

## 【ほ】

### ●保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み

#### 1号認定（子ども）

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

#### 2号認定（子ども）

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

#### 3号認定（子ども）

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

## 【や】

### ●幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

（認定こども園法第2条）

※ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

## 【よ】

### ●幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になるもの。

その他、地域型保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、就学前の障害児の発達支援等も同様の取扱いになる。

令和元年（2019年）10月よりスタートされた。



## 2 計画策定の経緯

年 月	内 容
平成30年12月	平成30年度 鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画の進捗状況に対する点検評価</li> <li>・ 第二期計画策定に向けた取り組み</li> <li>・ 鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について など</li> </ul>
平成31年 1月～2月	鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 （調査期間：平成31年1月28日～2月22日）
令和元年7月	第1回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期計画の策定趣旨等について</li> <li>・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の分析結果について</li> <li>・ 教育・保育施設および地域子育て支援事業の状況について</li> </ul>
令和元年9月	第2回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島市子ども・子育て支援事業計画の案について</li> <li>・ 今後のスケジュール等について</li> </ul>
令和元年 11 月	第3回鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント実施前の計画の案について</li> <li>・ 令和元年度の量の見込みと確保の内容について</li> </ul>

### 3 鹿島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、鹿島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、法第6条第2項に規定する子どもの保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

4 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例(昭和42年条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 4 鹿島市子ども・子育て会議委員

No.	選出区分	委員氏名 〔任期：平成31年度/令和元年度～令和2年度〕	備 考
1	学識経験者	吉牟田 美代子	佐賀女子短期大学 名誉教授
2	教育関係者	大川内 加代子	市小中学校校長会 代表（浜小学校・校長）
3		西河 弘史	明朗幼稚園 園長
4		橋本 千恵美	鹿島カトリック幼稚園 教諭
5	保育関係者	森田 薫	共生保育園 園長
6		中島 悦子	ことじ保育園 主任保育士
7	事業者関係者	馬郡 圭太	鹿島商工会議所 常議員
8	労働者関係者	武富 英男	連合佐賀南部地域協議会 事務局長
9	児童保護者 関係者	島 洋平	市PTA連合会 副会長（鹿島小学校）
10		土井 恵子	放課後児童クラブ （鹿島小わんぱくクラブ）保護者
11		西島 愛子	カトリック幼稚園 保護者
12		藤田 紀布子	アソカ保育園 保護者
13	行政関係者	藤家 耕子	市民生児童委員連絡協議会 代表 （鹿島地区民生児童委員協議会）
14		田中 安子	市主任児童委員部会 幹事 （能古見地区主任児童委員）
15		野崎 千代美	市家庭相談員
16		迎 りつ子	市子育て支援センター指導員